

平成 27 年第 1 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 2 日目)

平成 27 年 3 月 6 日 (金曜日)

午前 9 時 30 分開議

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 11 | 議案第 18 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議案第 20 号 | 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 13 | 議案第 21 号 | 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 14 | 議案第 23 号 | 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議案第 10 号 | 平成 27 年度訓子府町一般会計予算について |
| 第 16 | 議案第 11 号 | 平成 27 年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について |
| 第 17 | 議案第 12 号 | 平成 27 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第 18 | 議案第 13 号 | 平成 27 年度訓子府町介護保険特別会計予算について |
| 第 19 | 議案第 14 号 | 平成 27 年度訓子府町下水道事業特別会計予算について |
| 第 20 | 議案第 15 号 | 平成 27 年度訓子府町水道事業会計予算について |
| 第 21 | 議案第 16 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 第 22 | 議案第 17 号 | 訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について |
| 第 23 | 議案第 19 号 | 訓子府町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議案第 22 号 | 訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守
すべき基準に関する条例の制定について |
| 第 25 | 議案第 24 号 | 訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の制定に
ついて |
| 第 28 | 報告第 1 号 | 定期監査結果報告について |
| 第 29 | 報告第 2 号 | 出納検査結果報告について |
| 第 30 | 報告第 3 号 | 所管事務調査結果報告について |

○出席議員（１０名）

１番 小 林 一 甫 君
 ３番 西 山 由美子 君
 ５番 上 原 豊 茂 君
 ７番 工 藤 弘 喜 君
 ９番 山 本 朝 英 君

２番 佐 藤 静 基 君
 ４番 安 藤 義 昭 君
 ６番 橋 本 憲 治 君
 ８番 河 端 芳 恵 君
 １０番 余 湖 龍 三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鍬 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援	
センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号

議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

○議長（橋本憲治君） 昨日に引き続き、新年度予算関連の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第10号 平成27年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） おはようございます。今日の当初予算の説明、若干長丁場になりますけども、段々話している途中で早くなることもありますので、先ほどこよっと始まる前に苦情がありましたので、なるべくゆっくり話したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の予算につきましては、予算書、別冊にあると思いますけども、これと、前段で説明資料と両方あわせて説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号 平成27年度訓子府町一般会計予算についての説明をしたいと思います。

なお、説明の中で本年度と表現する部分につきましては、平成27年度を指しておりますので、そのようにお聞き取り願いたいと思っています。

それでは、はじめに、この薄いほうの各会計予算案の説明資料のほうから説明していきたいと思いますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、まず、1ページ目ですけども、ここでは予算案の概要について触れておりますけれども、本年度は改選期の年でもありますので、当初予算については、政策的な経費を除く経常経費を中心とした予算編成としているところでございます。

また、本町の歳入の多くを占める地方交付税につきましては、国では、経済財政諮問会議において基礎的財政収支の黒字化を目標としておりますけども、消費税の値上げの先送りや法人税率の改正を織り込んでいないという中で、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加は大きく増えることも含めて、地方財政への改革の必要性が求められており、それらを考えますと財政上大きく好転するということは望めないというふうに考えておりますけども、どちらかといえば混沌とした状況にあるのではないかというふうに考えております。

一方、歳出におきましては、公債費や債務負担行為に係る償還割合は改善してきておりますけども、今後の経年劣化してきている施設の整備などを考えますと、まだまだ厳しい財政状況が続くというふうに考えております。

こうした中で本年度は骨格予算として町民生活に与える影響に配慮した経常経費を中心に計上しているとはいえ、農業基盤事業や町道南12線の舗装修繕、商店街振興の補助金

など一部継続事業を計上し、将来につながる財政運営を意識しながら所要の経費を計上しているというところでございます。

この結果、ここにもありますように一般会計の歳入歳出予算総額は、40億640万円ということになってございまして、対前年比ではマイナス3.6%という状況でございます。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては、5ページのとおりですけれども、歳出では、総務費において町有林整備事業や国勢調査などの事業などがありますので28.3%の増加。

民生費では、くんねっぷ静寿園増改築等補助金や子ども子育てシステム導入が終わったということで25.7%の減というかたちになってございます。

また衛生費では、水道事業出資金や旧端野町処理場解体事業負担金などによりまして21.6%の増額となっております。

農林水産業費では、鹿電気牧柵設置事業が終わったと、それと常盤地区総合農地開発事業、国営ですけれども、その償還も終わったということで減になっておりますけれども、今年から補助金が町を経由することになった集落営農活動支援事業や農業基盤整備事業の継続などにより27.4%の増という状況になっております。

土木費においては、旧訓子府駅周辺整備事業が完了したこともございまして9.2%減ということになっております。

消防費では、北見地区の連合演習交付金や消防デジタル無線の元金償還が始まるということから11.1%の増額となっております。

教育費では、訓小屋根改修や、また図書館用地購入、スポーツセンター耐震診断業務が終わったことから9.6%の減ということになっております。

次に、8ページですけれども、8ページには人件費の資料を載せてありますけれども、一番下の右から4列目、一般会計及び特別会計を含めた総人件費になりますけれども、これは本年度は人事院勧告による給与構造改革や独自削減の廃止、さらには議員及び特別職の独自削減が廃止になることなどもございまして、3,399万1千円の増というかたちになってございます。

隣の9ページでは、基金の保有状況を一覧にしたものでございまして、表の下から4段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は一般会計で39億9,941万5千円ということになってございます。

10ページからは投資的事業、14ページから補助奨励費、18ページからは扶助費の内訳と事業の内容を一覧にしているものでございまして、骨格予算のために政策的なものは6月に提案するということになりますけれども、補助奨励費の中で今回計上を見送った事業一覧を16ページ、17ページを見ていただきたいんですけれども、下のほうに小さな字で書いてあると思いますけれども、これが今回、予算の中で見送った事業一覧を示しているものでございますので、ご覧いただければと思います。

あと43ページ以降につきましては、事業実施箇所図を添付しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして、予算書における説明はこれら資料の内、特別なものについて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、予算書の説明をしていきたいと思っております。予算書の2ページをお開き願いた

いと思います。

議案第10号 平成27年度訓子府町一般会計予算になりますけれども、平成27年度訓子府町一般会計予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条では、歳入歳出それぞれ40億640万円としてございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次のページから12ページまでにございますけれども、「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しているもので、これについては、ご覧いただくこととしまして、その内容については、後ほど事項別明細書の中で説明させていただきたいというふうに思っております。

また、2ページに戻っていただきまして、第2条の債務負担行為と第3条の地方債について定めておりますけれども、これについても後ほど第2表と第3表の中で説明させていただきます。

第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を昨年と同額の10億円と定めているものでございます。

それでは、13ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、第2表ですけれども、債務負担行為の承認を受けようとするものですが、本年度はここにございますように5件でございます。

一番上の季節労働者の生活資金につきましては、その貸付金の利子補給と損失補償でありまして、期間は2カ年、限度額については、それぞれこの欄に載っている記載のとおりでございます。

2段目の北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業では、期間は3カ年でございまして、限度額を734万4千円とするものです。

次に、3段目の北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業では、期間を2カ年としまして、限度額120万円とするものです。

次に、開基120年記念町勢要覧（映像版）作成事業では、来年の開基120年に向けた四季などの映像を確保するもので期間を2カ年で限度額は300万円とするものでございます。

次に、一番下の開基120年記念町勢要覧（冊子版）作成事業では、映像版同様に、来年の開基120年に向けた四季などの写真を確保するというもので期間を2カ年で限度額は700万円とするものでございます。

次に、隣のページ、14ページになりますけれども、ここでは、地方債になります。

本年度予定しております11本の事業等にかかる地方債の借入限度額を定めるものでございまして、本年度は一番上の防災倉庫整備の実施設計に充てる防災施設整備事業で390万円、水道の耐震化事業に充てる耐震化事業一般会計出資事業で1,440万円、その下から橋梁長寿命化修繕事業までの7本は過疎債、ソフト事業に充てる過疎地域自立促進特別事業債4,650万円、そして地方交付税の代替財源ともいえます臨時財政対策債1億2,100万円と総額で2億5,080万円を借り入れしようとするものでございます。

次に、15ページからは事項別明細になりますけれども、15ページ、16ページは歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これはご覧いただくこととしまして、17ページ以降の事項別明細の説明に入りたいと思っております。

まず、17ページ、これは歳入歳出とも特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきます。

きます。

それでは、まず、1款、1項、町民税、1目の個人になりますけども、均等割においては、就労人口の減に伴いまして1%の減で884万8千円、所得割は昨年同様税率を6%としまして、その他分離課税などを加えまして、最終的に平成26年度の実績を踏まえ99%の率で計算しておりますけども2億476万円の合計2億1,360万8千円を計上しているものでございます。

次に、下の表の1款、2項、1目の固定資産税になります。これは償却資産の伸びはあったものの土地家屋の評価替え等による影響から411万7千円の減で計上してございます。

次に、19ページの2段目の表の1款、3項、1目、軽自動車税ですけども、平成27年度から税額改正が見込まれていることから、その影響で156万6千円の増額を計上しているものでございます。

なお、この軽自動車につきましては、まだはっきりとしておりませんが、税額の先延ばしがあるようで、変わらないんじゃないかという話もありますけども、今回の予算では変わったことを見込んでしておりますので、もし変わらなかった場合については、これを後日といいますか、あとの議会の中で補正で減らさせていただきたいと。減額の補正をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、3段目の1款、4項、1目、町たばこ税ですけども、これは本数の減少傾向にあるということから、昨年度実績を勘案しまして252万7千円減の3,688万2千円の計上でございます。

次に、21ページの2段目の表になりますけども、2款、1項、1目の地方揮発油譲与税では、総額の58%が都道府県、42%が市町村で、その内2分の1が道路面積及び道路延長等で交付されるもので、前年の実績を勘案しまして50万円増の2,450万円を計上しているものでございます。

次に、3段目の2款、2項、1目の自動車重量譲与税では、前年実績を勘案しまして5%増の4,900万円を計上してございます。

次に、23ページの上の表になります。

一番上の6款、1項、1目の地方消費税交付金では、消費税増税の影響が平年度化するというところを見越しまして1,200万円増の7千万円を計上しているものでございます。

次に、その下の7款、1項、1目の自動車取得税交付金では、取得税の95%掛ける10分の7を財源に道から交付されるものでございまして、道路面積と延長により計算されますけれども、前年実績を勘案しまして200万円減の800万円を計上しているものでございます。

次に、上から4段目の表の9款、1項、1目の地方交付税では、地方財政計画では0.8%減が示されておりますけれども、人口減少等特別対策事業費の創設をはじめとした制度改正が不明確だということもございまして前年同額の19億5千万円を普通交付税で計上、同じくその下の特別交付税につきましても前年同額の1億円を計上しているものでございます。

次に、一番下の11款、1項、1目の農林水産業費分担金になります。道営訓子府北西地区農地整備事業にかかる面事業の農家分担金でございまして、面事業総体事業費が31

人で2億4,140万円の内1,858万円を計上しまして、次のページの一番上になりますけれども、道営高園地区農地整備事業では、面事業総体事業費で10人でございまして2億円、この内1,550万円、そして、その下の道営訓子府川南地区農地整備事業では、面事業と調査設計を中心に総体事業費でいきますと受益者59人で1億110万円の内758万2千円、これら合計しますと4,166万2千円がうちの負担ということになってございます。

次に、真ん中の表の11款、2項、1目の民生費負担金ですけれども、右側の2節の児童福祉費負担金、これの常設保育所利用者負担金、これにつきましては、前年度実績を勘案しまして99万3千円増の1,897万3千円を計上しているものでございます。

その下の2目の農林水産業費負担金の右側になりますけれども、道営北西地区農地整備事業負担金では、北見市の受益者が2名分おりまして、昨年度より受益者人数が減ったということに加えて、負担率の変更にもなりましたので141万3千円の減で21万8千円を計上しているものでございます。

なお、ここでは国営常盤地区総合農地開発事業の償還が昨年度まで計上されておりましたが、償還期間が先ほどいいましたように終わったということで、昨年に比べて負担金が1,093万8千円と大きく減額となっているというものでございます。

次に、下の表ですけれども、12款、1項、2目、民生使用料の温泉保養センター使用料では、前年度実績見込みで4%減の1,057万6千円を計上しているものでございます。

次に、その下から3行目ぐらいでしょうか、4目の農業使用料、これの牧場使用料では、昨年度の実績から入牧頭数が減る見込みであるということから70万7千円の減額をし、1,621万円を計上してございます。

その下の草地使用料では、昨年度で草地更新が完了したということがございまして、全草地の反当り単価を2,500円に統一しまして、86.21ha分で215万5千円を計上しているものでございます。

次に、6目の一番下ですけれども、土木使用料の道路占用料では、先ほど条例改正のところで説明しましたように、平成12年度以降の道路占用料の改定をしていなかったということから、本年度より国の基準に合わせて改定することとしまして227万5千円を減額し、162万3千円を計上しているものでございます。

次に、3節の住宅使用料の町営住宅使用料では、入居者の所得上昇や実績見込みから154万7千円増の5,094万7千円を計上しているものでございます。

次に、27ページ、一番上になります。上の表の12款、1項、7目の教育使用料の3節になりますけれども、保健体育使用料では、特にパークゴルフ場と温水プールの利用者減によりまして41万1千円の減額で532万2千円を計上しております。

次に、真ん中の表になります。12款、2項、2目の衛生手数料の廃棄物処理手数料では、ゴミ袋の購入の自然減と昨年度から生ごみの極小袋をつくったということがございまして62万1千円減の1,305万3千円の計上でございます。

次に、一番下の表の13款、1項、1目の民生費国庫負担金になります。ここでは右側の障害者福祉費負担金では、昨年度の実績を勘案し268万4千円増の7,884万9千円を計上しているものでございます。

次のページ、これは右側の3節の児童手当負担金になります。これは対象者の延べ人数を勘案しまして52万4千円増の5,757万2千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、13款、2項、1目の総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金でございます。地方税システム改修の補助率3分の2、それ以外の住基システム、それと団体内統合宛名システム及び中間サーバーは100%の補助になりますけれども、それらをあわせまして719万4千円の計上でございます。

次のページになります。上の表の上から3段目の4目の土木費国庫補助金、その右側の公営住宅整備事業費補助金では、末広公営住宅の改修で1棟3戸、それと建設で1棟3戸、解体で1棟4戸、それと調査設計などで3,219万円を計上しているものでございます。

その下の道路橋梁費補助金では、町道12線の舗装修繕で事業費9,500万円の65%で6,175万円の計上です。それと橋梁長寿命化修繕で2橋分の事業費1,800万円の65%で1,170万円、合計で7,345万円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表になります。14款、道支出金、1項、1目、民生費道負担金の障害者福祉費負担金では、先に国庫負担金のところで説明しましたように、実績に基づき132万4千円増の3,942万4千円の計上でございます。

次に、34ページの右側になりますけど、中ほどになります。2節、国民健康保険基盤安定負担金では、詳しい内容につきましては、特別会計の中で説明させていただきますけれども、151万8千円増の1,718万7千円の計上です。

その下の3節の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金につきましても、同様に後で特別会計で説明させていただきますけれども、6万5千円増の1,502万2千円の計上となっております。

その下のほうの4節の児童手当負担金につきましても、これは国庫負担金に連動しますもので6万8千円増の1,315万4千円を計上しております。

次に、35ページ、下の大きい表のほうになりますけれども、14款、2項、1目の総務費道補助金の森林環境保全整備事業補助金では、町有林で間伐面積が大幅に増えたということから588万5千円増の1,204万4千円を計上しております。

次に、左側のページの2目の民生費道補助金の右側にいきまして2節、児童福祉費補助金の下のほうにございます北海道安心子ども基金補助金、これにつきましては、昨年度に国庫補助の次世代育成支援、補正予算のところで説明したと思いますけれども、次世代育成支援対策交付金から変更になったという部分で、今回289万2千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の4目の農林水産業費道補助金の下から4行目になりますけれども、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金では、この制度の推進事務費になりますので、定額補助の180万円を計上してございます。

同じく右側のほうの、その二つ下になりますけれども、食料供給基盤強化特別対策事業補助金につきましては、道営農地整備事業にかかるパワーアップの補助金で北西地区と高園地区、川南地区の3地区に対する補助金として1,724万円を計上しているものでございます。

その下の北海道多面的機能支払事業補助金につきましては、昨年までは、直接実施主体

に補助されておりましたけども、本年度からは町を経由して補助されるということがございまして、国と道の負担金6,990万1千円を計上してございます。

次に、38ページ、一番上のほうです。農業経営高度化促進事業促進費補助金では、国の新規施策でございまして、道営農地整備事業のこれも北西、高園、川南地区の3地区のパワーアップ分の町費負担分の50%分が促進費として補助されるものでございまして、3,449万円を計上してございます。

次に、その下の2節になります。林業費補助金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金では、民有林の人工造林に対する道の単独補助でございまして、標準経費1,273万8千円の16%で203万8千円を計上してございます。

次に、真ん中の表の14款、3項、1目、総務費委託金、3節の統計調査費委託金では、本年度は国勢調査の年にあたりますので、その事務費などで368万2千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表になります。15款、1項、1目の財産貸付収入の町有住宅貸付料では、西幸町及び日出教職員住宅の空き状況が続いているということがございまして、209万9千円減の414万6千円を計上しております。

次に、その下の2目の利子及び配当金の右側ですけども、財政調整基金の利子につきましては、備荒資金組合運用分の組合条例が変更になったということで、超過納付額の制度変更予定に伴いまして250万8千円減の81万1千円で計上しているものでございます。

次に、39ページ、一番上の表の15款、2項、1目の生産物売払収入の右側、町有林林産物売払収入では、皆伐が6,354m³及び間伐で5,200m³、これの売払いで5,466万5千円を計上しているものでございます。

次に、3番目の表の17款、1項の基金繰入金ですけども、これは各事業の財源調整としているもので、総額で5,212万8千円増の1億7,363万9千円の計上でございます。

次に、43ページ、真ん中の表で、19款、5項、5目の雑入、これの右側の一番上の学校給食材料費では、今年から訓子府高校の生徒の希望者への給食を提供することになったことから、総額で239万1千円増の2,750万2千円を計上しております。

次に、一番下になりますけども、町債になります。これは14ページの第3表のところでも説明をしたとおりあわせて2億5,080万円の計上となっているものでございます。

それでは、続きまして、47ページ、ここからは、歳出の説明になりますので、先ほども説明しましたように、歳出におきましても特徴的なもののみ説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず最初に、47ページ、1款、1項、1目の議会費の右側にいきます、事業区分、議員人件費では、議員報酬の独自削減の期限が4月末で失効するということから、それに関連する手当及び共済費分で327万1千円増の4,655万8千円を計上してございます。

次に、その下の事業区分2の議会運営費では、費用弁償で新議員研修と正副議長の津野町への表敬訪問などが予定されておりますので、46万9千円増の133万7千円の計上でございます。

その下の需用費の印刷製本費ですけども、これは改選による議会の広報の発行回数の増と実績によるページ数の増によりまして24万9千円増の120万円を計上しているも

のでございます。

次に、51ページになります。ここからは、総務費になります。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費、事業区分の右側ですけども、職員管理研修の委託料の給与システム改修業務とありますけども、年金制度の改正によりまして現在の手当率という率の制度があるんですけども、率から厚生年金が採用している標準報酬制に移行するということに伴いまして、システム改修で86万4千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分4、真ん中より下になりますけども、総務一般管理事業の賃金の期限付専門職員につきましては、昨年度、定年退職による2名の職員の年金受給までの期間雇用に関する賃金で541万2千円を計上しております。また、そのすぐ上の共済費の増についても、この賃金に連動するというものでご理解いただきたいと思います。

次に、54ページ、事業区分5、各課共通事務管理事業の委託料の町例規類集電子化等業務では、新たに行政不服審査法改正に伴う361本の関連法律の改正がございますので、町例規類集の全部のチェックと、その改正を委託するというもので98万4千円増の318万円を計上しております。

次に、その下の事業区分6、庁舎等維持管理事業の需用費、光熱水費では、ほとんどが電気料の値上げによる影響でございます、129万2千円増の1,185万9千円を計上しております。

なお、電気料の値上げによる影響は、総務費に限らず各施設に及んでおりますので、各科目で計上しております光熱水費の増額については、電気料が主な原因になっていることがございますので、ちなみに上下水道を除く電気料総体で、平成26年度当初予算と比較しますと、26年度は5,847万円で本年度予算では6,946万4千円と全体で1,100万円ほど集計上は増加しております。そんなこともございまして、電気料の分は今後これからの施設の説明でもちょっとはぶかさせていただきますけども、全体的には、そういう状況になっているということをご理解いただきたいと思います。

そして、同じ54ページの一番下になりますけども、PCB処理業務では、これは平成24年、25年にコンデンサーと安定器処理を行ったところでございますけれども、昨年民間で微量のPCBの受け入れができることとなったために、本年度では変圧器3台を処理するという事で155万5千円を計上しております。

これによりまして、本町における残るPCBにつきましては、漏れた液体を拭いた買い物袋一つ程度ですけども、そのウエス処理が残っておりますけれども、これはまだ処理するところが見つかっていないという状況ですので、まだしばらく見つかるまでは保管していくというかたちになろうかと思えます。

次に、56ページ、事業区分では真ん中より下のほうになりますけども、9、情報管理事業の、次のページにまたがるんですけども、次のページの一番上のほうになりますけども、ここの備品購入費、これは新規採用職員のパソコン6台と老朽化しているメディアコンバーター5台で175万7千円を計上しております。

次に、その下の事業区分10、各種基金積立金の財政調整基金では、歳入のところでも説明しましたがけれども、備荒資金組合の超過納付金の改正に伴いまして250万8千円減の81万1千円を計上しているものでございます。

次に、その下の地域活性化基金積立金につきましては、これは、まちづくりパワーアップ特別対策事業、町民税の１％というやつですけれども、この計上を見送っておりますので２１０万８千円減の９万９千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分１１．社会保障・税番号制度整備事業では、本年度から総務省の分の一部が運用されますけれども、それに関連する住民基本台帳や地方税といった関連システムの改修を行うものでございまして、委託料で４１２万６千円、中間サーバーの共同・集約化に要する負担金で４４１万７千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分１２では、これは津野町との人事交流のことでございまして、ちょうど２年間の派遣期間、本町の分ですけれども、２年間の派遣期間が最終年になるということから、入れ替えの分の職員２人分になりますけれども、赴任旅費分を含めて６１万６千円増の１４０万７千円を計上しております。

次に、一番下のほうの３目になりますけれども、財産管理費の事業区分でいけば、１．町有施設維持管理事業では、昨年と比較すると末広と消防の職員住宅の解体というのがございまして、また、退職した営繕技能員の賃金と共済費、これにかかる共済費、それと原材料費分が大きく減となっているという分です。取り壊しと営繕技能員が退職したということで大きく減になっているという、このことによりまして、修繕部分で外注が主になりますので、需用費の修繕料で１２０万４千円増の２２０万円を計上しているものでございます。

次のページ、５９ページになります。２段目の４目、公有林管理費の事業区分、右側の１．町有林管理事業の委託料では、昨年度、昨日もお話しましたようにエスジェック森林認証取得ですね、この経費がございましたけれども、２月２７日に無事認証になったということで、本年度は定期審査の費用分として３２万４千円を計上しているものでございます。

その下の機械借上料になりますけれども、これは主に駒里の作業道の砂利敷及び支障木の撤去費として１３９万４千円、それらの砂利代として原材料費で１３６万１千円の計上でございます。

次に、事業区分２、下のほうになりますけれども、町有林整備事業（補助）と書いてあるやつですけれども、委託料では、昨年に比べ間伐面積が大きく増えたことから３，０２９万１千円増の４，７０７万２千円を計上しております。

なお、今年の事業量としましては、^{じごしら}地拵えで２７ｈａ、下刈りで２５ｈａ、間伐で４４ｈａ、^{やそ}野鼠駆除で３７ｈａという事業の予定でございます。

次に、その下の事業区分３．町有林整備事業（単独）というところでございますけれども、昨年は皆伐が立木売り、立ったまま売ったところでございますけれども、本年度は通常の皆伐に戻るということでございまして、３，１２５万４千円増の３，２２２万６千円を計上しております。事業としましては、皆伐で１６ｈａ、^{やそ}野鼠駆除で３０８ｈａ、風倒木処理と間伐選木調査４４ｈａ、こういう事業の内容になってございます。

次に、６１ページ、２段目になりますけれども、６目の住民活動費の右側、事業区分２．住民活動促進事業の下から２行目になりますけれども、一番下のほうになりますけれども、町内会連絡協議会活動費補助金では、電気料金の値上げに伴う街灯の電気料等の補助率を７４％から８０％に上げたということ、それと会長研修補助金の貸し切りバス料金分を増額した。貸し切りバスの料金が上がったということで、あわせまして８６万円増の５８２万

9千円を計上しております。

次に、64ページになりますけれども、一番上の事業区分3．地域集会所等維持管理事業では、需用費の修繕料で、昨年は日ノ出ふれあいセンターの梁^{はり}のボルト締めなどがあったことから45万1千円減の8万円の計上となっています。また、昨年のカーペットの取り換えの分、31万3千円が備品で減っているという分で減額となった理由でございます。

次に、一番下、7目の住民安全対策費で事業区分1．交通安全対策事業では、次のページになりますけれども、上から14行目ぐらいの委託料のところになります。昨年は相内線に東幸町側といいますか高園からの下り口のところに、ゼブララインを新設した分56万6千円が減というふうになってございます。

次に、下の段の8目、企画費の事業区分1．地方交通対策事業の委託料、ここの高齢者ハイヤー利用サービス業務では、昨年の実績や大型店舗開店などを考慮しまして、増加率の大きかった25年度と同様の増加率18%で238万1千円を計上しているものでございます。

その下のバス通学定期運賃補助金では、該当者6人減を見込みまして、66万円減の1,110万2千円を計上しております。

次のページ、68ページの上のほうになりますけれども、事業区分3．企画一般事業の負担金、補助及び交付金、これは今年度に、秋か冬口になると思うんですけども、完成見込みの北海道横断道訓子府IC開通記念事業実行委員会助成金として40万円を計上しているものでございます。

その下の女満別空港整備・利用促進協議会負担金では、これは本年度新しく出たもので、本年度より空港利用促進のための事業強化に伴い構成市町村の負担金として、本町分の5万円を負担するというものでございます。

次に、その下のほうの事業区分4．まちづくり推進事業の委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務では、総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、速やかに「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組みなさいと要請がございましたので、早急に公共施設等の今後の整備計画も含めた全体状況を把握しようということで、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化の計画を立てるということで、また、これによる財政負担の軽減や平準化を図るという目的もありまして、計画策定業務費として356万4千円を計上させていただいたものでございます。

次に、その下の事業区分5．総合計画策定事業では、平成28年度に策定を予定する第6次になりますけれども、総合計画の策定に向けた今年が準備年ということになりますので、頭出しを行う意味も含めて36万3千円を計上させていただいたものでございます。

次に、一番下のほうになりますけれども、9目の地籍管理費の事業区分1．地籍管理事業では、次のページになりますけれども、上のほうの地籍管理システムデータ更新業務では、昨年導入した水土里^{みどり}情報システムの航空写真データと地籍データをリンクさせるということがございまして、そのデータの移動及び修正、それと地籍情報管理の利便性を図るため委託料として54万3千円を計上してございます。

その下の訓子府町地図更新業務では、現在、紙ベースで5万分の1とか5千分の1とかという地図、昔見たことあるかと思いますが、これをデジタル化していくということで、その委託料として96万4千円を計上するというものでございます。

その下の備品購入費では、現在使用しています印刷プロッター、大きい図面を焼く印刷機ですけども、そのメーカーサポートが終了したことから更新するというもので47万7千円を計上してございます。

次に、71ページの上の表になります。2款、2項、2目の賦課徴収費の右側、事業区分1．賦課徴収事業の委託料では、全道で共同運営しておりますエルタックス審査サーバーの更新経費を5年間で負担することとなったために41万9千円増の74万4千円を計上しております。

その下の2款、3項、1目の戸籍住民登録費、事業区分1．戸籍住民登録事業の委託料の一番下になりますけども、住民基本台帳ネットワークシステム改修業務、これでは社会保障・税番号制度に対するシステムの改修を行うもので32万4千円を計上しております。

次に、73ページ、2款、4項、2目の知事・道議会議員選挙費の事業区分、右側の1ですけども、知事・道議会議員選挙の執行に伴いまして、4月12日執行予定の同選挙が年度をまたいで事務が行われていることも含めて、本年度分の執行経費として358万1千円を計上してございます。

次に、その下のほうの3目の町長・町議会議員選挙費の事業区分1の町長・町議会議員選挙執行費については、これは4月26日に執行される同選挙の所要経費561万円を計上しているものでございます。

次に、75ページになります。下の表になります。2款、5項、1目の統計調査総務費、これの右側の事業区分1．各種統計調査事業では、昨年度には経済センサスと農林業センサスがありましたけれども、本年度はその分で137万3千円減の12万2千円を計上しているものでございます。

その下の事業区分の2．国勢調査事業では、先ほども説明しましたが、本年度は国の指定統計でございます国勢調査の実施年度にあたるということから、その所要経費として356万円を計上しているものでございます。

次に、79ページ、ここからは、3款の民生費になります。

○議長（橋本憲治君） 午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開したいと思います。

引き続き、予算書、民生費の79ページから再開をしたいと思います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、第2幕目の79ページの民生費からになりますので、それでは、3款、1項、1目の社会福祉総務費、右側の事業区分1．重度心身障害者医療費助成事業の扶助費になります。ここの医療費助成では、昨年度実績見込みを勘案しまして273万4千円増の1,477万円を計上しております。

次に、事業区分2．国民健康保険特別会計繰出金につきましては、これも先ほど言いましたように詳細につきましては、特別会計の中で説明いたしますけれども、938万円減の1億4,452万4千円を計上しております。

次に、事業区分５の社会福祉協議会活動費補助金では、主なものとしましては、人件費で７１万２千円の増、それから財務会計システムリース料で２０万円、老朽化しているヘルパー車の更新で１１８万５千円などをあわせまして１，７７９万１千円を計上してございます。

次のページ、８２ページの上のほうになりますけども、事業区分８．障害者等福祉事業、ここの委託料の配食サービス事業では、障がい者として継続利用してきた人の高齢化、昨日の補正予算の中でも説明ありましたが高齢化、それでこれが高齢者サービス区分に変わったというものがございまして、ここでは６件から３件に減少したことにより１３万１千円減の６８万７千円の計上でございます。これは障がい者の分でございます。

その下の北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練では、週３回の通園児の通園月数が変わったことによりまして、３５万１千円減の１５７万円を計上してございます。

次に、事業区分１０．自立支援サービス事業の次のページにまたがりまして、扶助費、上から５行目ぐらいの扶助費での増額の、この主な理由につきましては、まず訓練等給付費では、共同生活支援分が１４名から１７名に増えたということで３２５万２千円の増が主なものでございまして、全部で５，５４０万４千円の計上というふうになってございます。

その下の自立支援医療給付費では、人工透析の患者が９名から１２名に増えたということによりまして４７万６千円増の２８７万９千円の計上でございます。

その下の特定障害者特別給付費では、グループホームに入居する低所得者への家賃補助でございまして、１４名から１７名に増えたということで３２万４千円増の５４６万円の計上です。

その下の高額障害福祉サービス費では、これは対象者が３名から４名に増えたということで３２万４千円増の１０３万２千円の計上でございます。

その３行下になりますけども、相談支援給付費では、計画相談支援件数が１８件から３４件に増えたということで３４万６千円増の６８万８千円を計上してございます。

その下の障害児通所給付費では、児童発達支援利用が１０名から８名に減ったということで３８万４千円減の１９６万８千円の計上でございます。

次に、事業区分、その下の１１になります。地域生活支援事業の委託料、日中一時支援事業では、これは登録者数が９名から５名に減っておりますので、２６万６千円減の１６万５千円を計上しております。

次に、一番下のほうになりますけども、２目、老人福祉費になります。次のページにまたがりまして、上から７行目ぐらいですけども、事業区分３．居宅介護支援事業の訪問介護支援事業費補助金では、社協で行っております訪問介護事業の収入が利用件数及び利用回数が減ったことによりまして、その収支不足６０万３千円増の７９０万円を計上してございます。

その下の居宅介護支援事業費補助金では、この事業も同じく社協で実施しているものでございまして、特養の増床によりまして、利用者減及びケアプラン作成業務収入の減、さらには、介護保険法改正に伴うソフトウェアの購入などを主なものとしまして、その収支不足の８４万６千円増の８６６万９千円を計上しております。

次に、事業区分５．高齢者在宅サービス事業の、これは需用費のところでございます。上のほうの需用費の修繕料では、災害弱者緊急通報装置に付随する火災・煙・ガスセンサーの部分の有効期限に達する分の交換費用でございまして、５０万２千円増の７０万２千円を計上しております。

その下の委託料のところのショートステイ事業では、実績見込みから静寿園で月平均２１日、置戸の緑清園で年に１２回、それで３７万５千円増の２８７万９千円を計上しております。

その下のほうの移送サービス事業、これは訓子府ハイヤーに委託しているものでございまして、実績見込みから町外で月３２名、２ｋｍ以上の方で月３名、２ｋｍ以内で月８名、トータルしまして金額的に２９万７千円増の３５３万７千円を計上しております。

その下の除雪・排雪サービス事業では、現在町内会の登録者数が４５名おります。実践会で１０名。年間出動回数１３回を見込みまして１４６万１千円を計上してございます。

その下の配食サービス事業につきましては、先ほどの障がい者のところでも説明しましたけど、３名の方が高齢者のサービスのほうに移行してきたこともございまして１２万７千円増の２８８万８千円の計上でございます。

次に、その下の事業区分６．介護保険特別会計繰出金、８，１５１万３千円につきましては、詳細については、特別会計のほうで説明させていただきますけれども、保険給付費の増により５１２万４千円の増となっております。

次に、８８ページ、上の段のほうになりますけども、事業区分でいくと９．後期高齢者医療費、ここでは北海道後期高齢者医療広域連合に負担するものでございまして、加入者数の増と合わせて一人当たりの医療給付費が増えているということがございまして、１，０１２万８千円増の７，６２１万２千円を計上しております。

その下の事業区分１０．後期高齢者医療特別会計繰出金、２，４５７万５千円につきましても特別会計のほうで詳細を説明したいと思います。

次に、真ん中辺になりますけども、３目の温泉保養センター費、事業区分の１．温泉保養センター管理運営事業では、昨日２６年度補正予算のところでも説明しましたように、去年は修繕料でオートストップバルブ付きシャワーヘッド交換と更衣室の排煙オペレーターの修理をやったということがございまして、その分が大きく減額となっているものでございます。

なお、需用費の光熱水費では、電気料は値上げになりますけども、今説明したシャワーヘッドを交換したことと、水風呂の管理方法を変えたということから、水道料で大幅に減額になっておりますので、結果的には、電気料と相殺して７４万８千円減の６３６万４千円を計上してございます。

次に、８９ページの下のほうの表になりますけども、３款、２項、１目の児童福祉総務費の事業区分１．乳幼児等医療費助成事業の扶助費、医療費助成のところですけども、未就学児及び小学生までの実績見込みによりまして１０９万２千円減の１，１８３万２千円を計上してございます。

次に、下のほうになりますけども、３目の児童福祉施設費の事業区分で１．常設保育所運営事業、賃金になりますけども、臨時職員の一部が職員採用になったということや、運営体制整備を行ったことから６１７万７千円減の２，７３９万１千円を計上しております。

なお、その上の共済費については、これは賃金に付随するもののご理解いただきたいと思います。

次に、ちょっとページ飛んで93ページになります。上のほうになりますけども、4目の児童措置費の事業区分1. 児童手当支給事業の委託料、児童手当システム更新業務では、現在のシステムのメーカーサポートが終了するということがございまして、新たにシステム更新するもので324万円を計上しております。

その下の備品購入費では、そのハード部分でございまして、今度は機械の部分、先ほどはソフトの部分ですけども、ハード部分で183万6千円を計上しております。

その下の扶助費の児童手当費では、6段階区分により8,388万円を計上してございます。

次に、5目の児童センター費の事業区分1. 児童センター運営事業では、児童クラブ児童の帰宅時間が遅くなってきているという傾向にございますので、安全を確保するために18時までの指導員を2名体制で行うこととしまして、また、発達障がい児の来館にも対応するために、平日の指導員を1名増員するというのを考えておりますので、児童センターの体制の整備を行ったということで、指導員賃金で29万4千円の増、857万6千円を計上しております。なお、共済費については、これに付随するというものでございます。

次に、事業区分2. 児童センター維持管理事業では、これは新しい施設であることから1年間の燃料費等の実績を今回、昨年度みておりましたけども、それらを勘案して59万4千円減の180万1千円を計上してございます。

次、飛びまして99ページ、ここからは、4款の衛生費になります。

4款、1項、1目の保健衛生総務費、事業区分、真ん中よりちょっと下のほうになりますけども、6. 妊婦健康診査事業では、妊婦健康診査の一般検査対象者が44人から35人に減ったということで71万3千円減の297万6千円を計上しております。

次のページになりますけど、真ん中あたりになりますけども、事業区分の9. 水道事業助成事業では、主に水道事業会計出資金の増額によるものが主になりますので、3,539万6千円の詳細については、後ほど水道事業会計のほうで説明したいというふうに思っております。

次に、下のほうの2目、予防費になります。次のページの、ちょっとまたがりますけども、上のほうになります。事業区分2. 予防接種事業、ここの委託料の欄、ちょっと下になりますけども、水痘予防接種、成人用肺炎球菌予防接種では、平成26年10月から予防接種法が変わったということで、これが定期予防接種になったこともございまして、水痘では、対象者177人、86万1千円、肺炎球菌で、対象者421人ですけども、80%の見込みで190万4千円の計上をしているところでございます。

次のページになります。これの上のほうですけども、106ページの上のほうです。事業区分4. 健康相談・健康教育事業の下の方の委託料になりますけども、健康講演会委託料では、今年は北見地方精神保健協会研修会と合同で開催するということがございますので43万2千円を計上してございます。

次に、下のほうになります。3目の環境衛生費の事業区分1. 葬斎場維持管理事業の需用費の修繕料ですけども、そろそろ葬斎場につきましては、供用開始後17年以上を経過

したということから、火葬中の突発的な故障を防止するために順次昨年から整備しておりますけれども、本年度は1号炉の燃焼室の耐火物全面張り替え、それと火葬炉計装等の交換などで1,015万7千円を計上してございます。

次のページになりますけれども、上のほうの委託料の3行目になりますけれども、維持管理業務では、平成26年度補正予算の中にもございましたけれども、葬斎場の管理については長期継続契約をしているということがございまして、昨年ちょうど切り替えの年になっておりますので、見積り合わせの結果、昨年度実績が下がっておりますけれども、今年がその分になりますので、昨年と比較すると38万4千円減の342万8千円の計上というふうになってございます。

次に、109ページ、下の表になりますけれども、4款、2項、1目の塵芥処理費の事業区分1. 塵芥処理事業の需用費の消耗品費でございます。主にゴミ袋の在庫調整として生ゴミ用が8万1千枚、燃やすゴミが17万6千枚、これらの購入で127万6千円増えておりまして、317万2千円の計上でございます。

その下の委託料の資源ゴミ処理業務につきましては、これは留辺蘂のリサイクルセンターの分別収集で、実績に基づき3町で負担割合を決めるものでございまして480万4千円、それと廃プラスチック分では、実績から32tで見込みまして265万3千円、合計で745万8千円を計上しているものでございます。その下の生ゴミ処理では実績から見込みまして208tを見込んでおりまして、337万円を計上してございます。

次に、一番下、2目のし尿処理費になりますけれども、事業区分2. し尿処理施設整備事業の、これは次のページになりますけれども、これは旧端野処理場解体事業費負担金でございまして、北見地区衛生施設組合の解散時に取り交わしております協定書に基づきまして、旧端野町のし尿処理場の取壊事業費、約3億2,400万円を予定しておりますけれども、3億2,400万円のうち、うちの分が13.7%分、4,438万8千円を計上しております。

次に、労働費は飛ばしまして、115ページの農林水産業費、ここからは農林水産業費になります。

一番上のほうにある6款、1項、1目の農業委員会費の事業区分1. 農業委員会運営費の報酬では、昨年度は、農業委員会の改選期でしたので重複する部分を増額していましたが、本年は通常分に戻ったということで、定数1名減の13名分で63万7千円減の526万8千円を計上しております。

この右側のほうのページの一番下になりますけれども、事業区分6. 農地中間管理事業では、昨年度は年度途中で補正をしておりますけれども、農地の貸し借りの仲介及び管理は、財団法人北海道農業公社が担いまして、相談窓口・対象者の掘り起し等の調整は、市町村が行うことになりますので、その事務費として34万6千円を計上しているものでございます。

117ページの3段目といいますか、3目の農業振興費の事業区分の2. 農業振興事業の負担金、補助及び交付金のところですが、鹿電気牧柵設置事業補助金400万円につきましては、これは何回か出てきておりますけれども、26年度で終了しているということがございます。また、これに政策的予算を見送った補助金が他に入っておりますので、この分が大きく減額になっているという部分でございます。

その下のほうの補償、補填及び賠償金では、これは債務負担行為の借入等の実績に基づくもので、146万1千円減の430万円を計上しております。

次に、事業区分3．農業後継者育成事業では、本年度は後継者の海外派遣研修の計画がないということで減額となっております。

一番下、事業区分4．農業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金でありますけれども、これは次のページになります。上のほうの3行目、北見地区農業振興連絡協議会負担金ですけれども、これは生産効率の向上を目指して、国の補助を受けて1市2町にGPSの基地局をつくるという計画でございまして、全7カ所、北見、置戸、訓子府の全7カ所、本町分では1カ所になりますけれども、これを設置するもので、事業費全部で2,100万円の内本町負担分が75万円、この分が増えておりまして161万8千円を計上しているものでございます。

次に、その下の事業区分5．経営所得安定対策直接支払推進事業、これの委託料ですけれども、これは全額道費による畑作物の所得補償交付金事務になりますので、その委託として本年度は120万円を計上しております。事務費です。

次に、真ん中の辺になりますけれども、4目の畜産業費になります。事業区分1．家畜衛生管理事業及びその下の畜産振興事業では、それぞれ負担金、補助及び交付金で、政策補助金で見送っているものがございまして、額としては減額となっているという見方でございます。

次に、一番下の5目の農業基盤整備事業費の事業区分、右側の1．農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金の2行目になります。道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、今回31名の面工事と用水路、これの工事で事業費2億7千万円を予定しております。それから、土地改良区負担を除く負担率20%ということで4,828万円を計上しております。

その下の道営柏丘北地区農地整備事業（一般農道）負担金では、南7線の改良工事300m、補償などで事業費4,270万円、地元負担率22.5%で960万8千円を計上しているものでございます。

次のページの一番上になります。これは道営訓子府高園地区農地整備事業負担金で、これは10名の方の面工事、事業費で2億円、地元負担率20%で4千万円を計上しているものでございます。

その下の道営訓子府西31号線地区農地整備事業負担金は、町道の西富から北栄にあります西31号の法面工で151m予定しておりますけれども、事業費3,300万円、地元負担率22.5%で742万5千円を計上しております。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金は、59名の調査設計、それと10名の面工事、あと線事業は、永井の沢排水路の調査設計、これは394mですけれども、これら事業費あわせて1億1,100万円、地元負担率20%で2,220万円の計上でございます。

その下の農業経営高度化促進事業促進費負担金では、道営事業の用水路整備促進費として土地改良区に交付するもので、事業費2,860万円の内、国費の促進費分と、道と町のパワーアップ分214万5千円の計上でございます。

その下の道営置戸地区農地整備事業負担金では、これは事業費2,240万円でございます。

まして、本町の参加者が3名おりますので、その負担率が3.125%で70万円を計上してございます。

次に、事業区分3. 下水道事業特別会計繰出金、これについても別途、下水道の特別会計のほうで説明させていただきたいと思います。

次に、事業区分4. 集落営農活動支援事業の負担金、補助及び交付金で、多面的機能支払交付金事業補助金で、昨年度までは事業費が直接、事業者といいますか、活動組織に入っておりますけれども、本年度からは、かたちの上では町を経由することになりますので、今回新たに出てきたもので、その計画事業費が9,186万9千円、その分を計上してございます。

次に、123ページ、2段目になりますけれども、7目の牧場費、右側の事業区分2. 牧場管理運営事業の需用費の車両消耗品費では、タイヤショベルのタイヤ等の購入で65万7千円増えておりまして、108万7千円を計上しております。

次のページになりますけれども、次のページの上のほうの、下のほうといいますか、備品購入費、今年は雑草対策の効率を上げるために、スプレーヤーとローリータンクを購入するということで324万3千円を計上しております。

次に、127ページ、2段目になりますけれども、6款、2項、2目の林業振興費、事業区分、右側で真ん中より下のほうになりますけれども、2. 民有林振興事業の負担金、補助及び交付金の民有林振興事業費補助金、これは民有林の造林、除間伐の公費補助残に対する町の単独補助でございまして、造林18.3ha、除間伐40ha、この経費として363万2千円を計上しております。

次のページ、129ページ、ここからは商工費になります。

2段目、7款、1項、2目の商工業振興費の事業区分1. 産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金、その産業観光振興協議会活動費負担金では、2年目となるフォトコンテスト分の500万円を含めて1,500万円を計上しているものでございます。フォトコンテスト分の500万円が通常分にのっているというふうに理解していただきたいと思います。

次に、事業区分2. 商工業振興対策一般事業の、これも負担金、補助及び交付金のところですけども、これは政策的な予算で計上を見送ったところがございまして、補助金としては減額になってございます。

次に、131ページ、ここからは土木費になります。

8款、2項、1目の車両運行管理費の事業区分、一番下のほうになります。3. 除雪車両運行管理事業の、これは次のページになってきますけれども、上のほうの2行目、車両修繕料のところでは、今年は車検台数が6台に増えているということがございまして、額的には203万8千円増の568万円を計上しております。

次に、3項の下の表の一番下になります。2目の道路維持費の事業区分1. 町道維持管理事業の、次のページになるんですけども、上のほうの需用費のところの修繕料、ここでは市街地や南11線、西17号、西33号の町道の計画的な舗装補修と区画線を行うということで前年同額を、町道側溝では、経年劣化している西30号125m、豊坂線85m、福野西23号で150m、これの側溝改修を行う。これらあわせて総額で1,450万円を計上してございます。

その下の委託料のところでは、道路側溝清掃業務では、本年度は市街地の西地区及び実践会地区の管渠の清掃で、集水桝^{かんきょ}780個、横断管と縦断管の450m、これら全部で422万9千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料ですけれども、この機械借上料のところでは、最近、大雨などの災害で予測できないという状況が多々ありますけれども、災害対応分は今年は補正対応をするということにして、通常である道路の一般修繕等のみを前年の実績に基づいて計上しておりますので462万4千円ということになってございます。

その下の原材料費では、道路や側溝の修繕に伴うもので135万8千円増の791万4千円を計上しております。

次に、下のほうになりますけれども、事業区分3. 町道舗装修繕事業の委託料、これは町道路面性状調査業務でございまして、今年は駒里弥生線、訓子府川沿いの道路になりますけれども、駒里弥生線6,200m、これの調査費として400万円を計上してございます。

その下の工事請負費の南12線舗装修繕工事では、今年は1,755m、一応本年度で終了予定で考えておりますけれども9,100万円を計上してございます。12線なので穂波のほうになります。穂波の駅のところまでの話です。

次に、137ページの上の表、4目の橋梁維持費、事業区分1. 橋梁維持管理事業の委託料ですけれども、日出16号線のところの線路の蛸橋、それと19号の福野橋、これは訓子府川のほうにかかる19号の橋ですけれども、福野橋の修繕計画の詳細設計を行うというもので1,200万円を計上しております。

その下の工事請負費のところでは、今いいました蛸橋の修繕工事として600万円を計上しております。

次に、下の表の8款、4項、1目の河川総務費の事業区分、右側の2. 河川改修整備事業の工事請負費、河川改修整備工事では、東幸町の酒谷川の断面が狭いということがありまして、ちょうど訓子府貨物のところですが、40mの積ブロック布設替えをすることで1,500万円、それと紅葉川の護岸ブロック及び背面排水路整備で102万で300万円、合計で1,800万円を計上しております。

次に、139ページ、8款、5項、1目の公園費です。事業区分で上のほうにあります1. レクリエーション公園維持管理事業になります。昨年は需用費の修繕料でトイレの自動ドアとか、バーベキューハウスの修繕をしましたけれども、その修繕が終わりましたので85万3千円減の60万円を計上しております。

次に、141ページ、今度は下の表になります。8款、6項、1目の住宅管理費の事業区分1. 町営住宅維持管理事業の需用費の修繕料ですけれども、営繕技能員の退職に伴い外注となった部分で、本年度は退去時修繕5戸、ストーブ分解整備17戸、電気温水器部品取り替え及びボイラー修繕10件などで619万9千円を計上。

その下の委託料の町営住宅敷地内草刈業務ですけれども、これは4つの団地及び単身者住宅の年4回を予定しております草刈りで192万5千円を計上しております。

その下の工事請負費、町営住宅周辺整備工事では、昨年は日出団地の通路舗装と幸栄団地物置建替整備を実施しましたが、本年度も西幸町の幸栄団地の4棟16戸の物置の建て替え分として460万円を計上しております。

次に、143ページ、2段目になりますけれども、8款、6項、2目の住宅建設費の事業

区分、右側の１．公営住宅建設事業の委託料、末広団地公営住宅改修工事調査設計業務では、公営住宅の改修工事にあたりまして、耐力度調査・設計等を行い^{くたい}躯体の安全性を確認するということで４８０万円を計上しております。

その下の工事請負費の末広団地公営住宅改修工事では、１棟４戸の内、３戸の内部改修を行うもので１，５００万円を計上しております。

その下の末広団地公営住宅解体工事では、１棟４戸分４８０万円を計上しております。

その下の末広団地公営住宅建設工事では、木造平屋建て１棟３戸で５，８５０万円を計上しております。

次のページ、１４５ページ、ここは消防費になります。

９款、１項、１目の消防組合費の事業区分１．北見地区消防組合負担金、１億６，４５５万５千円、これの内訳については１９３ページから消防費の内訳になります。

ここの科目もちょっと違いますけども、３款、１項、３目の訓子府消防支署費では、町職員の人事院勧告に基づく給与改定、期末勤勉手当及び独自削減廃止などと同様に増えておりまして、職員１４人分で３４１万４千円増の１億５８６万円を計上しているものでございます。

次に、１９６ページ、事業区分でいきますと上から二つ目の６．消防業務費の需用費の消耗品費では、消防防火衣を計画的に更新するということで、本年度は７着分で１４４万２千円を計上しております。

その下の備品購入費については、ＬＥＤの自発光矢印表示板２個で７万６千円を計上しているものでございます。

次に、次のページの１９７ページの３款、２項、３目、訓子府消防団費です。事業区分１．消防行政一般経費の負担金、補助及び交付金のところの負担金になりますけども、訓子府町消防１００年記念誌発刊１９０万８千円、それと連合消防演習、今年あたっておりますので、それで９７万４千円、これらなどをあわせまして２９２万６千円を計上しております。

次に、一番下になります。事業区分８．消防後援会負担金、次のページにまたがるんですけど、負担金、本年度は先ほども言いました連合演習の開催の年で、変わりに単独の演習がないということから１０万円減の１０万円の計上ということになってございます。

１９９ページ、真ん中の表になります。３款、３項、３目の訓子府消防施設費の事業区分でいきますと２．消防施設維持管理経費では、昨年度は北海道横断自動車道の北見ＩＣから訓子府ＩＣの延長に伴う指令システム、図面というか、何て言うんでしょうね、ナビのですね、その書き換えがございましたけども、それが終わったということで今年は１１４万９千円の減となっております。

上から３段目の表になりますけども、４款の公債費、１項、１目の元金、事業区分でいきますと１．消防組合債償還元金では、消防救急デジタル無線の借り入れにつきましては、平成２４年と２５年の２カ年にかけて借り入れしておりますけども、その据置期間が終わったということで、２４年分の元金償還が本年度から始まったということもありまして、この期間は３４年度までですけども１，２３３万９千円の計上となっております。

その下の２目の利子では、事業区分１．消防組合債償還利子ですけども、これは平成２５年度に借り入れを起こした起債の利率が当初予算の３％から借入時には０．４％になっ

たということがありまして、昨年に比べて減っているものでございまして、平成24年度分と25年度分の利子をあわせて59万3千円を計上しております。

次に、145ページにまた戻っていただきたいと思いますけれども、9款、1項、3目の災害対策費、事業区分1. 防災対策事業の需用費のところの消耗品費ですけれども、災害備蓄用の消耗品でアルファ米や被災者用防寒着、避難所用テント及びエアーマットなどで90万9千円、その他防災訓練用消耗品などをあわせて103万6千円を計上しております。

その下の備品購入費では、災害用発電機3台分、42万6千円を計上しております。

次に、一番下、事業区分2. 防災倉庫整備事業の委託料でございまして、今年は防災倉庫の実施設計業務で1棟、面積420㎡の設計業務で398万6千円を計上しております。

147ページ、ここからは、教育費になります。

まず、2段目になりますけれども、10款、1項、2目の事務局費の事業区分1. 語学指導助手配置事業の報酬では、今年3年目となりますので、月額報酬が若干上がりまして32万5千円になったということで14万3千円増の394万円を計上しております。

次のページ、真ん中あたりになりますけれども、事業区分の4というところです。学校教育等一般事業の負担金、補助及び交付金では、北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、通学支援対策分を実績に基づきまして減額したということで、それにプラス新たに広報活動支援対策費を増額し、差し引きで55万7千円減の872万1千円を計上しております。

次のページ、151ページの上の表になりますけれども、10款、1項、3目のスクールバス運行費の事業区分1. スクールバス運行事業の需用費の車両消耗品費でございまして、これは3台のバスの夏タイヤ6本、それと冬タイヤ18本が大きく更新しますので、その分の105万9千円増の240万8千円を計上しております。

その下の車両修繕料では、主に、181号車ってあるんですけども、燃料噴射ポンプやトラニオンブッシュというんですかね、修繕のために104万円増の334万円を計上してございます。

次に、下の表の10款、2項、小学校費ですけれども、1目、学校管理費の事業区分1. 臨時講師配置事業、これは昨年に引き続き本年度も訓小に臨時講師2名、支援員1名、居武士小学校に臨時講師兼支援員1名を配置するというもので、予算で975万6千円を計上してございます。

その一番下のほうになりますけれども、事業区分2. 学校保健・安全対策事業の部分で、需用費の修繕料のところ、昨年は修繕料でフッ化物洗口洗浄用シンクを設置しておりますので、その分の25万円が減っているという状況になります。

次のページになりますけれども、154ページの上のほうの事業区分3. 学校維持管理事業の需用費の修繕料になりますけれども、まず訓小では、第1・第2音楽室のカーペット床張り替え、それと体育館床の金具交換、バレーの支柱を立てる金具ですけれども交換、居武士小では電気暖房用の高圧の、何て言うのか、電気を切る装置といいますか、遮断装置交換、それから体育館暗幕交換、職員トイレ改修などで218万2千円増の413万2千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料の重機借上料では、主に訓小と居武士小の樹木の剪定のため

の高所作業車、それとクレーン車借り上げで46万3千円、それとグラウンドの転圧で11万5千円の合計57万8千円を計上しております。

次に、155ページ、2目の教育振興費の事業区分1．教育振興事業の需用費の消耗品費、ここでは主に、本年度、教科書の改訂によりまして、小学校のですね、教科書の改訂により、教師用の教科書及び指導書、これの281万2千円分が増額しておりまして、488万2千円を計上しております。

その下の備品購入費です。これはスクールバンド用の楽器、コルネットとか、トロンボーンとかですね、これらの分で64万7千円、それと教科用教材では、共通教材でカメラ1台、それと他各教科用教材で48万4千円、特別教科用教材では、保健用・体育用・特別支援学級用教材で43万3千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の教育振興事業交付金の子ども劇場開催事業では、これは中学校と小学校で、交代で音楽と演劇というんですか、それを交代でやっておりますので、本年度は小学校は観劇になりますので、40万円を計上してございます。

次に、事業区分3、下のほうになりますけれども、就学援助・奨励事業の扶助費になります。特別支援教育就学奨励費では、学用品などの国の予算の単価の2分の1、給食費は実費になりますけれども、それを助成するもので6名の見込みで22万8千円、その下の要保護・準要保護児童就学援助費では、41名を見込んでおります。これで345万5千円を計上しております。

その下の特別支援学校交通費助成では、対象者2世帯の2名、12回分で56万9千円の計上をしております。

次に、157ページ、10款、3項、ここからは中学校費になりますけれども、1目の学校管理費の事業区分1．臨時講師配置事業ですけれども、臨時講師1名、特別支援員1名を増員し2名配置の分で723万1千円を計上しております。

次に、真ん中辺の事業区分3．学校維持管理事業では、昨年度、修繕料でトイレの洗浄便座を設置しましたので、その分の減と実績に伴う燃料費が主なものとなってございます。

次のページ、159ページ、これは2段目の表になりますけれども、2目の教育振興費の右側、事業区分1．教育振興事業の需用費の修繕料の部分、これは楽器15台の修理費として43万8千円を計上してございます。

その下の備品購入費では、特別教科用教材で、琴セット2台、家庭科用のミシン5台、社会科用DVDなどで62万2千円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金の教育振興事業交付金になりますけれども、これは先ほども言いました子ども劇場開催事業で、これは小学校との交代の部分でございまして、今年は中学校は音楽鑑賞ということで20万円の計上となっております。

次に、事業区分2、下のほうになりますけれども、就学援助・奨励事業の扶助費です。特別支援教育就学奨励費、この分では、これも同じように学用品の国の単価の2分の1ということで、助成で1名見込みで46万2千円を計上しております。

その下の要保護・準要保護の部分では28名の見込みで336万2千円、その下の特別支援学校交通費の部分では対象者1世帯1名で12回分の33万2千円を計上という部分です。

次に、161ページの10款、4項、1目の幼稚園費の事業区分1．幼稚園運営事業の

賃金ですけれども、預かり保育指導員1名の減に加え、臨時職員の一部が職員採用になったということや運営体制の見直し整備を行ったことから528万7千円減の1,385万2千円を計上しております。共済費についてはこれに付随するものという部分です。

次に、163ページ、下の表になります。10款、5項、1目の社会教育総務費、次のページになるんですけれども、166ページの上のほうになります。3. 青少年教育推進事業の負担金、補助及び交付金のところは、全道青年大会補助金になりますけれども、これは第66回全道青年大会兼第64回全国青年大会予選会の実行委員会の事務局と大会会場が本町になるということから、その運営費の一部として、少ないですけれども5万円を計上、その他の部分につきましては、政策的予算ということで見送ったことがありますので、補助金が減っているということになります。

次に、その一番下のほうの事業区分5. 高齢者教育推進事業、旅費ですけれども、これは今年は若がえり学級の修学旅行の実施年でないということから、引率の旅費の分14万8千円を減額して3万5千円の計上というふうになっております。

168ページになります。上のほうになりますけれども、事業区分6. 芸術・文化振興事業の報償費では、昨年度実施の歴史館10周年の事業分30万円が減になっておりますので3万1千円の計上です。

その下のほうの負担金、補助及び交付金の隔年実施の町民芸術劇場の実行委員会交付金ですけれども、これの40万円減とその他は政策的な予算で見送った分の補助金の減ということで1万2千円の計上というふうになっております。

次に、一番下、事業区分8. 歴史館維持管理事業の、次のページになりますけれども、委託料のところでは、これは本年度は草刈りやカイガラムシ防除を毎年やっているんですけれども、それ以外に高い木のアカマツとオンコの剪定を行うというもので28万2千円増の41万2千円を計上しております。

次に、その下の事業区分9. 社会教育一般事業では、主に昨年度社会教育中期計画策定に伴う委員報酬やアドバイザー謝礼分18万円分が今年なくなっておりますので総額で25万6千3百円の計上というふうになってございます。

次に、下の段になりますけれども、2目の公民館費の事業区分1. 公民館維持管理事業の一番下になります委託料、ここの部分では、昨年は舞台吊物等点検業務14万2千3百円というのがありましたけど、この分が減っておりますので総体で65万9千2百円という計上です。

次に、171ページ、2段目になります。3目の図書館費になります。事業区分1. 図書館業務コンピュータ及び北見地域ネットワーク事業の使用料及び賃借料のところですが、これはコンピュータ機器等借上料になりますけれども、図書館のシステムを更新するというもので、今回はクラウド型のシステムと館内公衆無線LANの整備を行うものとして125万3千円を計上しております。また、これによりまして保守業務や蔵書検索システム借上料も変わっていくということになります。

次に、事業区分2. 図書館活動事業の報償費、昨年度の開館30周年記念事業として50万円分が減っておりますので、今年は17万5千円の計上となっております。

次に、173ページ、下の表の10款、6項、1目、保健体育総務費です。事業区分2. 社会体育活動推進事業の報償費、次のページの一番上の行になりますけれども、講師謝礼と

いうところがあると思いますけども、新たに今年、スポーツ愛好者の拡大を図るために中高年を対象としたゲートボール教室、それとパークゴルフ教室、それとソフトテニス教室を開催するために10万9千円増の80万1千円を計上しているものでございます。負担金、補助及び交付金につきましては、他のところもそうですけども、政策的予算の補助金の分が減となっているというものでございます。

次に、178ページ、右側のほうの上のほうになります。事業区分2. 温水プール維持管理事業、需用費の修繕料では、昨年は公認ろ過循環ポンプ機械室デジタル温度計、それと屋根防水塗装などがありましたので303万5千円減の54万8千円を計上しております。

次、真ん中の辺の事業区分3. 屋内ゲートボール場維持管理事業の需用費の修繕料では、これは屋根のすが漏り防止塗装を行うために今年は58万円を計上しています。

次のページ、180ページになりますけども、一番上のほうの事業区分4. 屋外運動施設維持管理事業の、この下のほうになるんですけども、使用料及び賃借料、この機械借上料があると思うんですけども、これは土の散布面積が減ったということで、機械借上料で33万3千円の減、それとパークゴルフ場のA・B及びE・Fコースの目土散布を新たに今年行うことで85万3千円増えております。差引総額で122万9千円の計上になっております。

その下の原材料費につきましては、そのための混合土が主なものということで126万7千円を計上しております。

次に、一番下のほうになります。3目の給食センター費の事業区分2. 給食調理事業では、これは次のページにまたがりますけども、3行目あたりの需用費の消耗品費、これは食器関係で高校分も考慮した更新を行うもので25万円、新規分でパン皿650個59万4千円、これを含めて188万1千円を計上しております。その下の賄材料費では、昨年565食でしたけれども、高校分が増えたこともございまして639食、この分で311万5千円が増えまして3,081万2千円の計上となっております。

次に、事業区分3. 給食センター維持管理事業、これの一番下のほうになります。備品購入費、次のページにまたがるんですけども、この一番上の厨房用備品では、フードカッター1台74万7千円を計上してございます。

次に、185ページ、ここからは、公債費になります。

事業区分1. 長期債元金償還では、昨年度は過疎債7本、一般公共の農業農村分4本、それと一般公共財源対策分2本、一般公共道路事業分3本、減税補てん債分が1本、全体で17本の事業の起債償還が終了したということでございまして、元金で3,332万6千円が減となりまして、5億508万9千円の計上としてございます。

その下の事業区分1. 長期債利子償還では、元金に付随する利子でございまして、728万9千円の減で5,056万8千円の計上となっております。

次に、189ページに飛んでいただきたいと思いますけども、これは13款の給与費になります。

189ページ、13款、給与費、ここでは特別職3人と一般職92人、新規採用の6人、その他の1人分は水道会計計上となる部分ありますけども、人件費を計上しております。1人分だけ水道、ここにはないよという意味ですけども、前年度と比べまして一般職で4名

の増員、それと人事院勧告に基づく給与改定と独自削減の廃止、それと昇給幅の抑制などで給与費全体で2,685万3千円の増となりまして7億9,698万円の計上となっております。

なお、この給与費には、選挙費の職員手当、議員や各種委員の報酬等が入っておりますけれども、人件費総体については、210ページから214ページの給与費明細書を添付しておりますので、それをご覧をいただきたいと思います。なお、この明細書は、地方自治法に基づく書式でありまして、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年と比較ができるように調整したものでございまして、これは後ほどゆっくりご覧いただきたいと思います。

続きまして、203ページからは、これまでにご決定をいただきました債務負担行為に本年度分を加えた調書でございまして、208ページの一番下にありますけれども計の欄にありますように本年度以降の支出予定額は、左から2行目になりますけれども、1億4,398万3千円となっております。そのうち一般財源としましては、一番右側になりますけれども1億2,624万8千円が必要となっているものでございます。

なお、本年度分の支出予定額3,133万4千円の詳細については、説明資料の22ページ以降にも載っておりますので、これは後ほど資料のほうでも見ていただければと思います。

続きまして、209ページ、これは地方債の年度末現在高に関する調書でございまして、合計欄の右側にございますように平成27年度末の現在高見込額は43億6,922万5千円ということになってございます。

以上、長々とお話をさせていただきましたけれども、総額40億640万円とする平成27年度の一般会計の予算について、説明させていただきました。

時間の関係もございますので、ちょっと飛ばしながら話をさせていただきましたけれども、本年度も厳しい財政状況の中というのは、先ほどもお話ししましたけれども、今回の予算策定にあたりまして「町民にやさしいまちづくり」を着実に実行するということで、まちづくりの視点に立った施策の継続を中心にしながらも、財政健全化プランも意識しながら一般行政経費の縮減、それと財源確保を意識しながら予算編成にあたっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

あと説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げることとしまして、後は質疑の中で補足説明させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ご苦労様でございました。

ここで昼食のため、休憩をいたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集願いたいと思います。

ご苦労様です。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第11号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊予算書215ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 各会計予算書の215ページをお開き願います。

議案第11号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」3ページをお開きいただきたいと思います。

その上段に、国保会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれども、国保税につきましては、現行税率により計上しております。

国庫支出金及び療養給付費等交付金につきましては、保険給付費を基礎として積算した額を計上しており、道支出金につきましては、北海道の調整交付金等を計上しております。65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れのほか、財源調整に要する財政調整基金の不足額の補てん分を繰入金として計上しております。

次に、歳出であります。前年度の医療費実績見込み等から推計した保険給付費及び介護保険第2号被保険者にかかる介護納付金等を計上したほか、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、保健事業費では、特定健診等にかかる費用を計上しております。

なお、老人医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度精算分のみの計上としております。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの下から3行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。

平成20年度末から基金は底をついている状況であります。今年度につきましては、従来どおり一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております財政安定化支援分169万4千円と、預金利子1千円を積み立てし、平成27年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております169万5千円となる見込みであります。

また、同じ資料の25ページから29ページにわたり国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の215ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第11号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,150万円と定めるものであります。この予算は前年度当初と比較しまして1億1,500万円、約12%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合の流用の方法について、従来と同様に定めるものであります。

次に、216ページから221ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しており、222ページから223ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、224ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

はじめに、224ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が款・項・目、右側のページが節以下、説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思います。

まず、224ページの第1款、国民健康保険税、第1項、第1目の一般被保険者国民健康保険税であります。総額では前年度比985万8千円減の2億2,629万2千円を見込んでおります。

225ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で959世帯、被保険者数では2,249人を見込んで現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引き、収納率を98%と見込んで1億6,471万5千円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し4,345万6千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で540世帯、被保険者数は818人と見込んで、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し1,711万9千円を計上しております。

次に、224ページ下段から227ページまでの第2目の退職被保険者等国民健康保険税であります。総額では、前年度比111万5千円減の372万1千円を見込んでおります。

225ページの下段の1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数を28世帯、被保険者数は62人と見込んで、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、255万8千円を計上しております。

次に、227ページの3節、後期高齢者支援金分現年課税分につきましても、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し52万9千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で47世帯、被保険者数は61人を見込んで、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、63万1千円を計上しております。

次に、226ページ下段の第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費等の32%相当額が国から交付されるものですが、現年度分、過年度分をあわせて前年度と比較して883万8千円減の1億7,134万1千円を計上しております。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する国の負担分4分の1の788万7千円を計上、第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の対象経費の国負担分3分の1の110万4千円を計上しております。

次に、228ページの第2項、国庫補助金、第1目の財政調整交付金につきましては、

特別調整交付金100万1千円を計上しております。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により賄われ社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、前年度比895万5千円減の3,599万9千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目、前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政調整するための交付金として、前年度比869万4千円増の1億5,310万円を計上しております。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の788万7千円を計上、第2目の特定健康診査等負担金は、国庫支出金と同様に特定健診の対象経費の道負担分3分の1の110万4千円を計上しております。

次に、第2項、道補助金、第1目の調整交付金につきましては、国からの財源移譲分を一定のルール計算により調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は、前年度比189万7千円減の3,324万円を計上、特別調整交付金につきましては、平成24年度の定率国庫負担金の減額分の激減緩和措置として平成26年度までの3年間、特別調整交付金として交付されておりましたが、その措置期間が終了したことなどによりまして前年度比341万8千円減の606万1千円を計上しております。

次に、230ページ、第6款、第1項、第1目の共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象として、国保連合会が行う高額医療費共同事業により100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案して、前年度比81万7千円増の3,154万8千円を計上しております。

第2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、平成26年度まで1件30万円から80万円までの医療費を対象としておりましたが、平成27年度からは1件1円以上、80万円までのすべての医療費が対象となり、医療費実績などにより国保連合会に拠出し交付を受けるもので、前年度比1億4,879万8千円増の2億4,602万9千円を計上しております。

次に、第7款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の利子として1千円を計上しております。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金につきましては、前段ご説明申し上げたとおり平成20年度末から基金は底をついている状況であることから1千円の科目計上としております。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金のうち1節の保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により保険税軽減分2,093万8千円と保険者支援分593万5千円をあわせ2,687万3千円、2節の出産育児一時金繰入金は560万円、3節の財政安定化支援事業繰入金は、昨年度の普通交付税措置実績額の169万4千円をそれぞれ町の負担分として繰り入れするものであります。4節のその他一般会計繰入金につきましては、国保会計の財源補てん分繰入金として、前年度比936万6千円減の1億759万円を、国保会計を運営するための事務費等に要する経費として276万7千円を計上しております。

次に、232ページの一番下の第10款、諸収入、第3項、第6目の雑入につきましては、特定健診にかかる自己負担額等の計上ですが、特定健診については、受診率向上を目指し、集団健診に加え、自己負担分を受診した医療機関に直接支払う個別健診と、医療機関から検査数値を提供していただく、みなし健診を実施することとし、平成27年度は総体で750名のうち集団健診を600名、個別健診を100名、みなし健診を50名と見込みまして、集団健診600名のうち誕生健診の59名を除く541名分の64万9千円を計上しております。

次に、歳出について、説明させていただきます。234ページをお開き願います。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費及び第2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、あわせて49万78千円を計上しております。

なお、第1目の25節、積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分をあわせて169万5千円を計上しております。

次に、第2項、徴税费及び第3項の運営協議会費につきましても、徴収事務及び運営協議会の事務的経費として、それぞれ41万5千円と10万2千円を計上しております。

次に、236ページになります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付、支払実績から推計し計上しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

まず、第1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比1,400万円減の5億円を計上、第2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比700万円減の2,500万円を計上しております。

第3目の一般被保険者療養費は、前年度同額の700万円、第4目の退職被保険者等療養費も同じく前年度同額の30万円を計上しております。

第5目の審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し、同じく前年度同額の173万4千円を計上しております。

次に、第2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上しております。

第1目の一般被保険者高額療養費は、前年度比200万円増の5,600万円を計上、第2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比100万円減の500万円を計上しております。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度同額の100万円を計上しております。

また、次の238ページの第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、前年度同額の6万円を計上しております。

次に、上から3段目の第4項、出産育児諸費、第1目の出産育児一時金につきましては、前年度実績を勘案しまして2人減の20人分840万円を計上しております。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金について、直接、医療機関へ支払う場合に、その支払業務を委託している国保連合会に対する支払手数料として20人分の5千円を計上しております。

次に、第5項、葬祭諸費、第1目の葬祭費につきましては、前年度同額の16件分80

万円を計上しております。

次に、240ページの第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の財源として保険者が約4割相当分を拠出するものですが、概算拠出の通知により前年度比598万4千円減の1億1,658万5千円を計上しております。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により8千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金につきましては、歳入でも説明しましたが、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて費用負担するもので、国保では前期高齢者の加入割合が高いことから拠出額が少なく、概算拠出の通知により5万1千円を計上、第2目の前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により9千円を計上しております。

次に、第5款、老人保健拠出金、第1項、第1目の老人保健医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度精算分のみの計上となり、前年度同額の1千円の科目計上、第2目の老人保健事務費拠出金につきましても同様に5千円を計上しております。

次に、第6款、第1項、第1目の介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付通知により前年度比572万9千円減の4,861万9千円を計上しております。

次に、242ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目の高額医療費拠出金は、決定通知額に基づき、前年度比81万7千円増の3,155万円を計上しております。

次に、第3目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の第6款、第1項、第2目の保険財政共同安定化事業交付金でご説明いたしておりますが、平成26年度まで1件30万円から80万円までの医療費を対象としておりましたが、平成27年からは1件1円以上80万円までのすべての医療費が対象となり、医療費実績などにより国保連合会に拠出するものですが、決定通知額に基づき、前年度比1億4,879万8千円増の2億4,603万円を計上しております。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目の特定健康診査等事業費につきましては、国保の40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導に要する経費の計上ですが、前年度比5万8千円増の472万8千円を計上しております。

右側の243ページになりますが、12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として57万円を計上、13節の委託料は、特定健診業務を委託するものですが、受診率向上を目指し、集団健診に加えて直接医療機関で健診を受ける個別健診と、医療機関から検査数値の提供をしてもらう、みなし健診を実施し、集団健診を600名、個別健診を100名、みなし健診を50名と見込み、国保被保険者750名分の基本健診料などとして413万5千円を計上しています。

また、国保連合会の特定健診等データ管理システム機器のライセンス更新負担金として、1万8千円を計上しております。

次に、第2項、保健事業費、第1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費ですが、7節の賃金は、アンケート調査集計などの臨時事務員賃金、特定保健指導の臨時栄養士の賃金などで30万9千円を計上、12節の役務費は、医療費通知等の郵送料として32万1千円を計上、全体で前年度比6万1千円増の271万5千円の計上であります。なお、245ページの19節、負担金、補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが、20人分の40万円を計上しております。

以上、平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第12号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。予算書249ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、各会計予算書の249ページをお開き願います。

議案第12号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開き願いたいと思います。

その中段に後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度については、財政運営期間が2年間とされており、後期高齢者医療保険料につきましては、平成26年度と27年度の医療費等の推計により北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上しております。

また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の公費負担金として一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の30ページから32ページにわたり、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の249ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第12号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ7,630万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して520万円、約7.3%の増額計上となっております。

250ページから253ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しており、254ページから255ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、256ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、256ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、第1項の後期高齢者医療保険料であります、北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定の基礎となる均等割額は、5万1,472円、所得割率が10.52%となっており、保険料総額では前年度比530万1千円増の5,145万3千円を計上しております。

まず、第1目の特別徴収保険料は被保険者数を770人と見込み、保険料額3,289万8千円を計上、第2目の1節、普通徴収保険料は、被保険者数を247人と見込み、保険料額は1,850万5千円を計上、2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年度同額の5万円を計上しております。

次に、第2款、広域連合補助金、第1項、第1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、75歳以上の方の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付されるもので、過年度の助成実績から5名分を見込み、前年同額の16万2千円を計上しております。

次に、第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として、道と町の負担分をあわせて前年度比8万6千円増の2,003万円を計上しております。

第2目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分をあわせて、前年度比18万7千円減の454万5千円を計上しております。

次に、258ページになります。

第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、還付金として前年度同額の10万円を計上し、第2目の還付加算金として5千円を計上しております。

次に、第3項の預金利子及び第4項の雑入につきましては、それぞれの項目を1千円の科目計上としております。

次に、歳出について、説明させていただきます。260ページをお開きください。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費につきましては、右側の261ページになりますが、プリンタートナー等の消耗品費や、被保険者証一斉更新等にかかる郵便料、後期高齢者医療システム保守業務の委託料など、一般事務に要する経費として前年度比9万1千円減の202万7千円を計上しております。

次に、第2項、徴収費、第1目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料などの経費として、19万8千円を計上しております。

次に、第2款、保健事業費、第1項、第1目の保健事業総務費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、全額、広域連合からの交付金を受けて実施する75歳以上の方の脳ドックの助成にかかる分ですが、健康診査助成金として5名分の16万2千円を計上しております。

次に262ページの第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の共通経費の市町村負担分として事務費納付金232万3千円を計上、また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分をあわせて、保険料等納付金として7,148万4千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で前年度比528万3千円増の7,380万7千円を計上しております。

次に、第4款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につ

きましては、納めすぎた保険料の還付金として歳入同額の１０万円を計上し、第２目の還付加算金として５千円を計上しております。

次に、第２項、繰出金、第１目の一般会計繰出金につきましては、預金利子相当分として１千円を計上しております。

以上、平成２７年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第１３号 平成２７年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして各会計予算書の２６４ページをお開き願います。

議案第１３号 平成２７年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の３ページをお開きいただきたいと思います。その下段に介護保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれども、平成２７年度から平成２９年度までの第６期事業運営期間に要する保険給付費を基礎として積算しました介護保険料をはじめ国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等にかかる所要額を含めた町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出は、保険給付費、介護認定審査費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費を計上しております。

資料の９ページをお開きいただきたいと思います。

基金の保有状況ですが、９ページの下から２行目の一番右側に記載してありますように、介護保険特別会計収支の不足分及び介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことにより、平成２７年度末の介護給付費準備基金保有見込額は２，２９５万９千円となる見込みであります。

また、同じ資料の３３ページから３８ページにわたり、介護保険特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の２６４ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第１３号 平成２７年度訓子府町介護保険特別会計予算の第１条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ４億９，９１０万円と定めるものであります。

この予算は前年度当初と比較しまして１，７００万円、約３．５％の増額計上となっております。

第２条では、一時借入金の借入最高額を前年度同額の３千万円と定めるものであります。

第３条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に２６５ページから２６８ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、２６９ページから２７０ページには総括表を載せておりますので、ご覧をいただ

くこととしまして、271ページ以降の事項別明細書によってその特徴的なものに限って説明させていただきますのであらかじめお許しをいただきたいと思います。

はじめに、271ページから説明をさせていただきます。

まず、第1款、保険料であります、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画によりまして基準保険料を月額4,200円、年額で50,400円として算定しております。

また保険料段階は、負担が過重にならないよう国の標準段階と同じく第1段階から第9段階に細分化をしております。

第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料、1節の特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,701人と見込み、保険料額を7,634万7千円、2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を226人と見込み、保険料額を959万7千円、3節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては7万円とし、介護保険料の総額を前年度比1,225万5千円増の8,601万4千円と見込んでおります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、介護予防負担金につきましては、通所型介護予防事業にかかる利用者負担金として68万1千円を見込んでおります。

次の第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた7,916万円を計上しており、273ページと274ページ、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります、現年度分としまして、過去の実績から保険給付費の7.45%の3,362万9千円を計上しております。

第2目、地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、現年度分で介護予防事業費に要する費用の25%、228万9千円を計上、第3目の包括的支援事業・任意事業分につきましても現年度分として、事業費に対し39%の178万5千円を計上しております。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして、保険給付費の28%、1億2,962万7千円を計上、第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分として、介護予防事業に要する経費の28%、256万4千円を計上しております。

第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、現年度分として、保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた7,130万円を計上、第2項、道補助金、第1目、地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、現年度分として、介護予防事業の12.5%の114万4千円、第2目の包括的支援事業・任意事業分につきましても現年度分として、事業費の19.5%の89万2千円をそれぞれ計上しております。

275ページと276ページの第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子として1万1千円を計上。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分、847万4千円を繰り入れするものであります。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金、1節の介護給付費繰入金は保険給付

費の町負担分12.5%の5,787万円を、2節の地域支援事業繰入金の介護予防事業分が12.5%の114万4千円、3節の包括的支援事業・任意事業分は19.5%の89万3千円をそれぞれ町負担分として繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金は、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として、前年度比344万5千円増の2,160万6千円を繰り入れするものであります。

277ページと278ページの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

次に、279ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費として、前年度比256万1千円増の401万1千円を計上するものであります。

なお、増額の主なものとしましては、平成27年度の介護保険制度改正に伴います介護保険システム改修経費であります。主な改修内容としまして、一定所得以上の方の利用者負担割合を1割から2割へ変更すること、高額介護サービス費の上限額の見直し等となっております。その経費252万6千円を計上しております。

次に、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や、郵便料を主として17万1千円を計上しております。

次に、第3項、第1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、訓子府町、置戸町で共同設置しております介護認定審査会経費として341万3千円を計上。

また、第2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして296万3千円を計上しております。

281ページと282ページ、第4項、第1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして77万3千円を計上しております。

その下の計画策定委員会費につきましては、第6期計画の策定が終了しましたので、廃目としております。

次に、第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスにかかる給付で1億976万9千円を、第3目、地域密着型介護サービス給付費は、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするもので、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に5,350万円を計上しております。第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスにかかる給付としまして2億2,750万円を計上しております。

次に、283ページと284ページになりますが、第7目では、居宅介護福祉用具購入費として100万円を計上し、第8目では、居宅介護住宅改修費として260万円の計上、第9目の居宅介護サービス計画給付費として1,235万円を計上しております。

第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費は、居宅の要支援者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に1,419万円を計上、第5目、介護予防福祉用具購入費に50万円、第6目、介護予防住宅改修費に150万円、第7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付であります。212万円を計上

しております。

次に、２８５ページと２８６ページの第３項、その他諸費、第１目、審査支払手数料は、介護給付費の請求にかかる審査支払にかかる手数料として４１万７千円を計上しております。

第４項、高額介護サービス等費、第１目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですが１，０９０万円を、第２目、高額介護予防サービス費は要支援者に対する高額給付費で１０万円を計上しております。

第５項、第１目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が年間で一定額を超えた場合に給付をするもので２２０万円を計上しております。

同じく、第２目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが１０万円を計上しております。

次に、２８７ページと２８８ページの第６項、第１目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として２，４１０万円を計上、第３目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として１０万円を計上しております。

次に、第３款、地域支援事業費、第１項、介護予防事業費、第１目、二次予防事業費につきましては、介護が必要となる可能性の高い二次予防事業の対象者を把握するとともに、通所や訪問により要介護状態の予防や軽減を図るものですが、平成２６年度に引き続き、高齢者の状況・ニーズを調査し高齢者の実態や地域の課題を把握するための「日常生活圏域ニーズ調査業務」に要する経費として１３万２千円を計上しております。

第２目、一次予防事業費は、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボランティアなどの人材育成を行い基本的な見守りや手助けの方法を普及させるための経費や、通所型介護予防事業として業務委託する経費など１，１７２万５千円を計上しております。

次に、２８９ページと２９０ページの第３目、総合事業費精算金につきましては、要支援者の訪問介護と通所介護が平成２９年度までに「介護予防・生活支援サービス事業」へと移行することとなりますが、町外に居住しております住所地特例対象の要支援者が、このサービスを利用した場合の事業費負担金として１２万円を計上しております。

次に、第２項、包括的支援事業・任意事業費、第１目、介護予防ケアマネジメント事業費は、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図るため、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費として３２９万９千円を計上しておりますが、このうち２９０ページにあります２８節の一般会計繰出金３２８万３千円につきましては、地域包括支援センター職員の人件費分として一般会計に繰り出しをするものであります。

次に、第２目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどにつながる支援を行うための経費として５万１千円を計上しております。

第3目、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止などの権利擁護の支援を行う経費ですが、管内での研修参加旅費として2千円を計上しております。

第4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医、ケアマネジャー、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うための経費として10万円を計上しております。

第5目、任意事業費は、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用にかかる経費112万7千円を計上しております。

次に、291ページと292ページの第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費5万2千円を計上しております。

次に、第4款、基金積立金、第1項、第1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、基金の利息分として1万1千円の計上であります。

第5款、公債費、第1項、第1目、一時借入金利子は、資金繰りのための一時借入金利子7万4千円を計上しております。

第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者保険料の過誤納還付金として10万円を計上しております。

以上、平成27年度介護保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで午後2時5分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時 5分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第14号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。予算書296ページでございます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 予算書の296ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊「各会計予算案の説明資料」の4ページをお開きください。

下水道会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業にかかる分担金、使用料を計上。繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き不足額にかかる一般会計繰入金を計上しております。

町債につきましては、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

また、支出であります。農業集落排水事業については、下水道管移設工事や農業集落排水施設更新工事、施設の維持管理経費を計上。また、個別排水事業については、合併浄

化槽の設置に要する工事費等を計上。このほか、事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上してございます。

この資料の３９ページから４０ページにわたり下水道事業特別会計の概要を、４１ページには投資的事業の内訳、４５ページには施設整備箇所図をそれぞれ記載しておりますが、内容につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、予算書の２９６ページに戻しまして、予算の内容について、説明申し上げます。

まず、第１条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２，７１０万円と定めるものであります。

この予算は、前年と比較しまして４２０万円の減額となっておりますが、その主な要因としましては、個別排水処理施設整備事業の減によるものでございます。

また、第２項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額については、２９７ページからあります「第１表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについても後ほどご覧いただくこととし、その内容につきましては、３０２ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

第２条の地方債につきましては、後ほど説明させていただきます。

第３条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を１億円と定めるものであります。

次に、３０１ページをお開き願いたいと思います。

「第２表 地方債」であります。個別排水処理施設整備事業の限度額を１，２４０万円、農業集落排水事業の限度額を２，４００万円とし、証書借入で年利５．０％以内、償還の方法は記載のとおり定めようとするものであります。

３０４ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的なものについて説明させていただきます。

３０２ページ、３０３ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これも後ほどご覧いただくこととし、はじめに歳入から説明させていただきます。

まず、１款、１項、１目の農業集落排水事業分担金につきましては、平成２７年度新規賦課分として５戸を予定し２５万円を計上しております。

２目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、１戸当たりの分担金を５０万円とし、５戸の新規整備を予定していることから、前年と比較し１００万円減の２５０万円を計上しております。

次に、２款、１項、１目の農業集落排水施設使用料につきましては、前年使用料の実績を勘案し、前年と比較し４５万３千円減の５，３３２万５千円を計上しております。

２目の個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数などを見込み、前年と比較し２３万６千円増の１，４１２万８千円を計上しております。

次に、３款、１項、１目の国庫補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金事業により、訓子府地区農業集落排水施設更新工事費の５０％にあたります２，４００万円を計上しております。

次の306ページ、4款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源、特定財源を差し引き、その不足額を一般会計から繰り入れするものであり、前年と比較し107万2千円増の9,241万9千円を計上しております。

6款、3項、1目の雑入につきましては、前年と比較し395万1千円減の405万1千円を計上しておりますが、内容は移設補償費につきまして、道道北見置戸線交通安全工事に伴います支障物件移設補償費としまして405万円を計上してございます。

次に、7款、1項、1目の農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水施設更新工事における補助残分に対します下水道債及び過疎債として150万円増の2,400万円を計上しております。

308ページ、2目の個別排水処理施設整備事業債につきましても前年と比較し310万円減の1,240万円の計上であります。新設5基分の個別排水処理施設整備事業に伴う下水道債と過疎債をあわせた額を計上してございます。

次に、310ページ、歳出について説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、前年と比較し28万円増の298万4千円を計上してございます。

1節の報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を年2回の開催分として3万6千円を計上。

27節、公課費の消費税納付金につきましては、平成26年度決算納付額と平成27年度中間納付額をあわせた118万1千円を計上しております。

また、28節の繰出金は、水道事業会計への繰出金であり、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費として、前年比22万8千円増の164万7千円の計上であります。増額の要因としましては、検針業務委託単価の増及び検針票作成による費用の増でございます。

2項、1目の農業集落排水管理費につきましては、前年と比較し280万2千円増の5,808万9千円を計上しておりますが、11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府処理施設、末広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上しております。前年と比較して修繕料では100万円減の600万円を計上、光熱水費で電気料値上げにより313万3千円増の1,424万3千円、12節、役務費では10万3千円増の379万3千円、13節、委託料及び14節、使用料及び賃借料は前年同額を計上してございます。

313ページ、15節、工事請負費150万円につきましては、住宅等新築に伴います公共樹設置工事として3カ所分の経費を計上してございます。

次に、312ページ、2目の個別排水管理費につきましては、前年と比較し22万円減の1,524万1千円を計上しております。11節、需用費は、合併浄化槽消耗品及び付帯設備部品の交換、修繕費用として33万3千円を計上してございます。12節、役務費の手数料は、浄化槽の法定検査費用として、平成26年度新規設置及び本年度設置予定を含めて9万円増の184万7千円を計上しております。13節、委託料の浄化槽保守点検業務につきましては、稼働浄化槽の維持管理上の故障が少ないことから、通常点検数を年3回から2回に減らしたことによりまして、40万3千円減の1,279万5千円を計上しております。

次に、2款、1項、下水道事業費、1目の農業集落排水事業費につきましては、前年と比較し161万3千円減の5,738万1千円を計上しております。15節、工事請負費では、道道北見置戸線交通安全工事若富工区において支障となります下水道管及び公共樹の移設、マンホール天端高調整工事費として934万2千円、また、補助事業であります農業集落排水事業を活用した訓子府地区農業集落排水管理センターの中央監視装置更新工事費として4,800万円をそれぞれ計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較し705万1千円減の1,726万8千円を計上しております。

13節、委託料では、浄化槽新設5基分の実施測量設計業務として94万5千円を計上しておりますが、前年度計上しておりました地質試験業務につきましては、ここ数年地質試験業務を必要とする箇所がないことから、27年度は減額しております。

15節、工事請負費につきましても、本年度5基の設置工事分として1,600万円を計上しております。

次に、314ページ、3款、1項、公債費、1目の元金につきましては、下水道を開始した昭和63年度からの借入残額6億8,756万7千円に対します長期債元金として6,081万1千円を計上しております。

2目の利子につきましては、長期債利子として1,500万2千円を計上しております。また、一時借入金利子は、借入限度額を1億円、借入利率1.5%、借入期間30日として、それに伴います利子として12万4千円を計上しております。

次に、316ページにつきましては、地方債の調書でありまして、平成27年度末における元金残高は、表の右下に記載のとおり6億6,315万6千円となる見込みであります。

次の317ページは、特別職、経営審議会委員の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、平成27年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（橋本憲治君） 次に、議案第15号 平成27年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。予算書318ページでございます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 予算書の318ページでございます。

議案第15号 平成27年度訓子府町水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

予算書に入ります前に別冊の「各会計予算案の説明資料」42ページをお開き願いたいと思います。水道事業会計の投資的事業について概要を記載しております。また、46ページ、47ページには、その整備箇所について図示しておりますが、後ほどご覧いただくこととし、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の318ページに戻りまして、内容の説明をさせていただきます。

まず、第2条の業務の予定量であります。給水件数につきましては、前年の最大件数2,105件に新年度分を見込み2,120件とし、年間総給水量は、64万5千 m^3 、1日平均給水量は、1,762 m^3 としております。

主要な建設改良事業につきましては、北海道横断自動車道支障物件移設事業、総事業費 7 5 6 万円、道道北見置戸線支障物件移設事業、総事業費 1, 5 1 2 万円、道道置戸訓子府北見線支障物件移設事業、総事業費 3 2 万 4 千円、南 7 線道路改良支障物件移設事業、総事業費 1, 4 0 4 万円、老朽管更新事業、総事業費 3, 3 1 5 万 6 千円の予算計上であります。

次に、第 3 条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第 1 款の水道事業収益で、第 1 項、営業収益、第 2 項、営業外収益、第 3 項、特別収益をあわせまして 1 億 8, 2 2 1 万円の計上であります。

支出につきましては、第 1 款の水道事業費では、第 1 項、営業費用、第 2 項、営業外費用、第 3 項、予備費をあわせ 1 億 4, 6 3 6 万 2 千円の計上であります。

次に、第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。まず収入であります、第 1 款の資本的収入で、第 1 項、企業債から第 4 項、出資金までをあわせ 7, 9 2 9 万円を計上しております。

また、支出につきましては、第 1 款の資本的支出で第 1 項、建設改良費、第 2 項、企業債償還金をあわせ 1 億 1, 5 0 1 万 1 千円であります。

収入額が支出額に対して不足いたします 3, 5 7 2 万 1 千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、3 条の収益的収支及び 4 条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど 3 2 2 ページ以降の実施計画説明書で説明させていただきます。

次に、3 1 9 ページ、第 5 条の企業債につきましては、表に記載のとおり、各事業ごとの起債の限度額合計を 4, 3 1 0 万円とし、証書借入で年利 5 %以内、償還方法は記載のとおり定めようとするものであります。

第 6 条の一時借入金の限度額につきましては、1 億円と定めるもので、前年と同額の計上でございます。

第 7 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費 3, 3 3 9 万 2 千円を定めるものであります。

次の第 8 条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を 2, 0 7 7 万 2 千円と定めるものであります。

第 9 条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を 6 4 2 万 9 千円と定めるものであります。

次に、3 2 0 ページと 3 2 1 ページにつきましては、収益的収支と資本的収支の款別の予算額を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただくこととし、それでは、3 2 2 ページ以降の「平成 2 7 度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書」について、説明をさせていただきます。これにつきましては、一般会計の事項別明細書にあたるものでございます。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入であります、1 款、水道事業収益につきましては、前年と比較し 4 9 万 9 千円減の総額 1 億 8, 2 2 1 万円の計上であります。その内訳につきましては、1 項、営業収益の 1 目、給水収益の水道料金では、過去 3 年間の使用水量を勘案した結果、1 億 5, 2 4 4 万 4 千円を計上しております。

2 目、その他営業収益につきましては 1 9 6 万 7 千円の計上で、手数料については前年

同額の２２万円、負担金につきましては、下水道会計負担金で検針委託料単価の増などにより２２万８千円増額となり、１７４万７千円を計上してございます。

次に、２項、営業外収益は、前年と比較し１３１万９千円減額の１，８８２万３千円を計上し、その内訳として、１目、受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息で１２万３千円を計上してございます。

２目、他会計補助金５２８万７千円の計上につきましては、一般会計から過去に行いました事業の起債償還利息に対する補助金として４８６万７千円と、繰り出し基準に基づき児童手当負担金分４２万円を計上しております。

３目の長期前受金戻入は、前年と比較し１０７万５千円減の１，３４１万円を計上、この科目につきましては、２６年度より新設されたものでございまして、補助金、補償金、負担金、受贈財産をもって取得または改良した償却資産の補助金等をその償却資産の減価償却にあわせ収益化するものでございます。

内訳につきましては、補助金として他会計補助金、国庫補助金、道補助金あわせ８９９万円、工事負担金として８万円、受贈財産評価額として４３４万円になっております。

３項の特別利益、１目、その他特別利益８９７万６千円の計上は、過去において収益化していなかった他会計からの償還元金について、過去の長期前受金戻入額を特別利益として計上しております。

次に、３２３ページ、収益的支出でございます。１款の水道事業費につきましては、前年と比較し１，３４５万３千円減の総額１億４，６３６万２千円の計上であります。

１項、営業費用の１目、原水及び浄水費につきましては、１，９５２万１千円の計上ですが、賃金から光熱水費までについては、通常の維持管理経費を計上しております。

委託料につきましては、将来的な水道事業運営や施設展開を検討していく上の基礎資料として、季節ごと、年次ごとの流量変化を観測するため、昨年に引き続き大谷水源の流量観測委託料１２０万円を計上しております。

手数料では、水質検査手数料が２６年度入札結果により単価が安価となっていることから、前年と比較し９１万４千円減の２２１万７千円を計上しております。

また、修繕費では、開盛水源井戸清掃修繕料１４９万１千円を含みまして、前年と比較して７６万７千円減の３４９万１千円を計上しております。

動力費につきましては、６５４万６千円の計上ですが、各施設の機器運転のための動力電気料を計上してございます。電気料単価の値上げによりまして、前年と比較し９９万３千円増額をしております。

薬品費につきましては、薬品品質を一部、特級から１級に変更したことから、前年と比較し９万１千円減額の９４万８千円を計上してございます。

負担金の鹿ノ子ダム維持管理負担金につきましては、鹿ノ子ダムの維持管理費増額に伴いまして１６万４千円増の１４０万６千円を計上しております。

次の２目、配水及び給水費につきましては、前年と比較し７０万８千円減の２，０９８万６千円の計上ですが、賃金から委託料までについては、通常の維持管理費を計上してございます。

賃借料では、大谷浄水場、常盤配水池の管理道路及び民有地内の支障弁類敷地借上料２４万円と重機借上料６８万３千円を計上してございます。

修繕費では、検満メーター設備整備費でメーターの取り替え件数の減により 21 万 7 千円を減額し、45 万 9 千円の計上です。施設機械等修繕では、通常の機械等修繕として 300 万円を計上しております。

動力費では、各施設の機器運転のための動力電気料として、電気料単価の値上げにより前年と比較し 50 万 7 千円増の 40 万 1 千円を計上しております。

また、材料費では、前年と比較し 77 万 1 千円減の 69 万 2 千円の計上ですが、減額の主な要因としましては、検満メーター分の購入数量が減になったことによるものでございます。

次の 324 ページ、3 目、総係費につきましては、前年と比較し 132 万 2 千円減の 4,597 万 6 千円の計上であります。報酬では、上下水道事業経営審議会を年 2 回の開催分として 3 万 6 千円を計上しております。

賞与引当金繰入額 236 万 7 千円につきましては、26 年度新設された科目であります。28 年 6 月の賞与の内、27 年 12 月から 28 年 3 月分までに該当する金額を賞与引当金に振替しておき 28 年 6 月の賞与支払時に取り崩して使用するものでございます。

備用品費につきましては、各施設の異常通報を受信する携帯電話機 2 台分 8 万円を新たに計上しておりますが、前年と比較し、前年度購入しました公用車のタイヤ購入費が減となったことから、18 万 1 千円減の 27 万 5 千円を計上しております。

印刷製本費では、検針票を購入することから前年と比較し 45 万 2 千円増の 52 万 4 千円を計上しております。

通信運搬費では、電話料で携帯電話料金 6 万 5 千円を新たに計上し、前年と比較し 5 万 6 千円減の 23 万 7 千円を計上しております。

委託料では、検針等業務委託料の人件費単価が増額となったことから 25 万円を増額し、999 万円を計上しております。

手数料では、携帯電話契約手数料 7 千円を新たに計上し、前年と比べ 9 千円増の 63 万円を計上してございます。

保険料では、車両保険料で、公用車の自賠責保険料 2 万 8 千円を増額し、火災保険料とあわせ 25 万 5 千円を計上しております。

貸倒引当金繰入額 9 千円につきましては、債権の回収不能が発生することを想定し引当金に繰り入れるため計上するものであります。

次に、325 ページ、4 目の減価償却費であります。建物から鹿ノ子ダム使用権までの総額 3,905 万 1 千円が本年度の償却分であります。また、5 目の資産減耗費につきましても、除却対象分の構築物、機械及び装置、メーター器・メーターボックス等の工具器具及び備品の総額 159 万 9 千円の計上でありますけれども、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上でございます。

次に、2 項、営業外費用、1 目の支払利息につきましては、前年と比較し 85 万 3 千円減の 1,312 万円の計上であります。企業債利息が 1,293 万 5 千円の計上、一時借入金利息は、借入限度額を 1 億円、利率を 1.5%、借入期間 45 日と定め、18 万 5 千円を計上しております。

2 目の繰延資産償却費の開発費償却でございますが、長期に使用する計画作成等に伴う費用を償却するものであり、前年と同額の 189 万円を計上してございます。

3目の消費税及び地方消費税につきましては、前年と比較し65万6千円増の371万9千円の計上であります。

次に、326ページ、資本的収入及び支出の資本的収入について説明いたします。

1款の資本的収入につきましては、前年と比較し312万円減の総額7,929万円の計上であります。

1項、1目の建設改良等に充てるための企業債4,310万円につきましては、説明欄に記載のとおり27年度実施予定の各事業の起債借入額を計上してございます。

2項、1目の他会計補助金1,548万5千円につきましては、過去に実施しました事業の起債償還元金に対します一般会計からの補助金を計上しております。

3項、1目、補償金につきましては、前年と比べ1,539万3千円減の608万1千円の計上であり、各事業の補償金の金額は、説明欄に記載のとおりでございます。

4項、1目、出資金につきましては、前年と比べ691万2千円増の1,462万4千円の計上であり、27年度実施の事業に対し、地方公営企業繰出基準の内、上水道の出資に要する経費で水道管の耐震化事業に対し一般会計から出資金として受けるものであります。各事業に対する出資金の額については、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、327ページ、資本的支出の1款、資本的支出につきましては、前年と比較し1,029万6千円減の総額1億1,501万1千円の計上ではありますが、主な減額の要因は、26年度におきまして施設整備費1,803万6千円を計上しておりましたが、27年度は施設整備がございませんので、その部分を減額したことによるものでございます。

1項、1目の施設改良費につきましては、前年と比較し1,030万3千円増の7,020万円を計上しており、27年度実施の各工事の金額は、説明欄に記載のとおりであります。

2目の固定資産購入費につきましては、量水器設備費としてメーター器26台分の購入代金として58万9千円を計上してございます。

次の2項、1目の企業債償還金につきましては、前年と比較し255万円減の4,422万2千円を計上してございます。

次に、328ページの平成27年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書であり、表の中のⅠからⅢまでは活動ごとの現金の流れを示しております。Ⅳの資金増加額2,982万1千円につきましては、27年度中の現金の流れのトータルの金額でございます。

Ⅴの資金期首残高4億437万7千円につきましては、平成26年度末の資金残高であり、334ページにあります平成26年度予定貸借対照表の2の(1)現金預金の額と同じ額がここに記載されております。キャッシュ・フロー計算書に戻っていただきまして、Ⅵの資金期末残高4億3,419万8千円につきましては、資金増加額と期首残高の合計額で、平成27年度末の予定残高となっております。331ページ、2の(1)現金預金の額と同額になってございます。

329ページから330ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、331ページから333ページにつきましては、平成27年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係いたしませんので、説明

は省略させていただきます。

次の３３４ページから３３６ページにつきましては、平成２６年度の予定貸借対照表がありますが、この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の３３７ページにつきましては、平成２６年度末時点における収益的収支の決算見込みから税抜きをした予定損益計算書であります。これにつきましても、後ほどご覧いただくこととしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成２７年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第１８号、議案第２０号、議案第２１号、議案第２３号及び議案第１０号から議案第１５号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第１６号、議案第１７号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第２１、議案第１６号、日程第２２、議案第１７号は、関連する議案なので一括議題といたしたいと思います。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第１６号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書８１ページでございます。

管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 議案書になりますけども、議案書の８１ページをお開きいただきたいと思います。

議案第１６号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下ですが、今回の法改正に伴い、８２ページで説明いたしますが、既存条例について、廃止を含め三つの条例の整備が必要なことから、第１条から３条まで条立てしており、また、新たに一つの条例を制定する必要がある、後ほど説明しますが、議案第１７号での提案となっております。

これらの改正につきましては、各市町村で手法の違いは多少ありますが、同様の改正をこの３月議会で提案しており、近隣とも情報交換しながら対応したところであります。

今回の法改正では、条例に関する部分において、大きく三つのポイントがありまして、まず１点目として「教育長」は首長が議会の同意を受けて直接任命する「特別職」と位置付けられたこと。

２点目として「教育長」は「特別職」ではあるが、法の中で「常勤」であり、「法又は条例に定める場合を除き、職務専念の義務がある」というふうに規定されていること。

それと３点目として「教育委員長」がなくなって、その役割が「教育長」に一本化されるものです。

また、施行期日については、法の施行日である平成２７年４月１日となりますが、現在の教育長の任期中は、旧制度を踏襲する経過措置があります。

それでは、１条ずつ説明していきます。

８２ページ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止。

第１条、教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和３１年条例第３６号）は、廃止する。

これにつきましては、三つのポイントの１点目と２点目にあたるものでございます。

まず、特別職となることに伴いまして、職務専念義務を免除する条例が、現行では教育長は一般職として「職務に専念する義務の特例に関する条例」この中で規定されておりますが、特別職となり、適用外となるため、新たに条例化をする必要があります。

また、常勤であることを規定するためには、勤務時間を確定する必要がありますけども、現行の条例については、内容を大幅に変更する必要があることから、第１条で示してあるとおり、教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止した上で、新たに、後で説明しますが８５ページのとおり訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例を制定して、この中で、勤務時間の確定と職務専念義務の免除を規定するというようにしております。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第２条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表１中、教育委員会の欄の委員長、委員長職務代理者を削り、委員のみの表記とし、報酬月額を３３，０００円で一本化するものです。

次に、訓子府町議会委員会条例の一部改正。

第３条、訓子府町議会委員会条例（昭和４９年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるというものです。

これらは、先ほど説明した３点目の教育委員長が教育長に一本化されることによる改正です。

附則といたしまして、施行期日、１ この条例は平成２７年４月１日から施行する。

経過措置、２ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する間は、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるとしています。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第１７号 訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書８４ページです。

管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 議案書の８４ページをお開きください。

議案第１７号 訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について。

訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下ですが、８５ページをお開きいただきたいと思います。

第１条では、先ほど説明したとおり、本条例を制定する趣旨を示しており、第２条では勤務時間や休暇などについて、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の条項で示したもので、例えば、第２条の規定というのは、週の勤務時間を３８時間４５分と規定したものです。あるいは第３条では、週休日を規定したものです。第６条は、休憩時間を規定しています。第１３条以降というのは、休暇を規定したものですけれども、今までと同様に我々一般職に準じるというような整理をここでしているというふうにご理解いただければと思います。

第３条につきましても、一般職に準じて、先ほどの説明のとおり条例で規定する必要がある職務専念義務の免除を示したものでございます。

訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例。

趣旨、第１条、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１１条第５項の規定に基づき、教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

勤務時間及びその他の勤務条件、第２条、教育長の勤務時間及びその他の勤務条件については、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成１４年条例第２１号）第２条から第６条、第９条から第１１条及び第１３条から第１７条の適用を受ける職員、これが一般職という意味なんですけれども、これの例による。

職務に専念する義務の免除、第３条、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。（１）研修を受ける場合、（２）厚生に関する計画の実施に参加する場合、（３）前２号に規定する場合を除くほか、教育委員会が必要と認める場合。

委任、第４条、この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則については、先ほどの説明と同じでございます。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い議案第１６号及び議案第１７号のとおり関係条例を整備しようとするものでありますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第１６号、議案第１７号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第１９号、議案第２２号、議案第２４号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第２３、議案第１９号、日程第２４、議案第２２号、日程第２５、議案第２４号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第１９号 訓子府町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書９１ページでございます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の９１ページをご覧ください。

議案第１９号 訓子府町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町行政手続条例（平成９年条例第１１号）の一部を改正する条例を次のように制

定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、下の説明文にありますように、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するものでございます。

また、ご承知のとおり行政手続条例は、行政手続法第3条第3項において適用除外となっている処分、行政指導及び届出に関する手続に関し規定するものでありますので、これらを踏まえて説明させていただきたいと思っております。

次の92ページから93ページまで改正文がありますが、92ページをご覧ください。

まず、目次の改正ですが、目次中、「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「第4章 行政指導（第30条―第34条の2）」「第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改めるものでございます。

次に、常用漢字の改定に伴う改正で、本則中、「名あて人」、「かかわる」、「かんがみ」の三つの字句の表記を改めるものでございます。

これ以降の改正内容につきましては、94ページから96ページまでの新旧対照表によりご説明いたします。

94ページをお開きください。

まず、対照表の枠外にコメ印で「常用漢字の改定に伴う字句の改正を除いた新旧対照表となっております」と記載しておりますが、これにつきましては、先ほどの三つの字句の表記の改正がありましたが、それらを除いて記載しているということでご理解いただきたいと思います。

表につきましては、右に現行規定、左に改正案を記載し、下線部分が改正する箇所となっております。

上から順に行きますと、第4章の目次でございますが、これは先ほど改正文の中で説明したとおりでございます。

次に、第2条の定義でございます。

第3号に処分の規定がございますが、ここでは、行政手続法で適用除外となっております地方公共団体の機関がする条例等に基づく処分等の行為について規定するとともに、条文中、同条第7号、第32条及び第33条第2項は、いずれも行政指導に関する処分規定を含んでおり、これらは条例、規則だけではなく、法律に基づく処分も含むことから、ただし書きを規定することとしております。

第3条は、適用除外の範囲を新たに設けた第4章の2までと改めるものでございます。

次のページまでまたがっておりますが、第33条の行政指導の方式では、現行の第2項、第3項をそれぞれ1項ずつ繰り下げ、第2項として、行政指導をする際に行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨示すときに、相手方に示すべき事項を追加規定し、行政指導の手続きの透明性を高め、不適切な行政指導の防止などを図ることとしております。

また、第2項が追加となったことにより、同条第3項中、「前項」とあるのを「前2項」に改めるものでございます。

95ページから96ページまでまたがっておりますが、第34条の2も新たに追加する条文でございます。

新たに追加するのは、行政指導の相手方が、その行政指導が法律又は条例に規定する要

件に適合しないと思料する場合は中止を求めることができること、また、その場合の申出方法と申し出があった場合の行政機関の措置を規定するものでございます。

次に96ページでございますが、第4章の2、「処分等の求め」を新たに追加し、第34条の3として、法令に違反する事実がある場合、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、処分する権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、処分又は行政指導を求めることができること、また、その場合の申出方法と申し出があった場合の行政庁又は行政機関の措置を規定するものでございます。

93ページに戻っていただき、附則をご覧いただきたいのですけれども、第1項では、施行期日を規定しており、平成27年4月1日から施行。

第2項では、町税条例の一部改正を規定しており、町税条例の第6条の2第2項で、訓子府町行政手続条例の適用除外を規定しております。今回の改正で、第33条において項の繰り下げがございましたので、それに伴い改正するものでございます。

以上、議案第19号 訓子府町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第22号 訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書103ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の103ページをお開き願います。

議案第22号 訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例を定めるものであります。

介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令によって定められておりました地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準について、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとされました。

これまで定められていた基準は、条例に定めるにあたって「基準に従い定める」もの、「基準を参酌する」ものの2種類に分類されましたが、本町においては、基準省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり規定することとしております。

104ページに条例全文を記載しておりますので、ご説明いたします。

条例の名称は、訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例であります。

第1条は、条例の趣旨を規定しております。介護保険法の規定により、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めることとしております。

第2条は、職員に係る基準と員数についての規定ですが、第1号被保険者の人数に対応する配置すべき専門職員の人数を規定しております。

参考までに申しますと本町の地域包括支援センターは、第1号被保険者が約1,800人でありますので、第2号に該当することとなり、保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員その他これらに準ずる者のうちから2人となります。

第3条は、その他の事項に係る基準についての規定であります。地域包括支援センターが実施する包括支援事業の運営のあり方について、それと地域包括支援センター運営協議会の意見尊重及び運営姿勢について規定しております。

最後に、附則であります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第24号 訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書111ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の111ページをお開き願います。

議案第24号 訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、指定介護予防支援等の基準を定めるものであります。

介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令によって定められておりました指定介護予防支援等の事業の人員基準や運営基準等について、市町村が地域の実情に応じて、条例で定めることとされました。

これまで定められていた基準は、条例に定めるにあたって「基準に従い定める」もの、「基準を標準として定める」もの、「基準を参酌する」ものの3種類に分類されましたが、本町においては、現在、特に参酌すべき項目がないと思われることから、基本的に該当するすべての基準について、省令の規程に従うものとし、条例の中で引用規定を用いることとしております。

この条例で規定される内容につきましては、現行の省令で規定されている「従業者など人員基準」「サービス運営基準」「効果的な支援方法」「申請者適格」となりますが、今回の提案の一つの条例により、全てを引用するものとなります。

また、条例の中に本町が独自に盛り込む基準といたしましては、厚生労働省令の規定の中で、「文書の保存期間」について、すべて「2年間」となっておりますが、そのうち介護報酬の請求に関する文書については、地方自治法による返還請求権の期間にあわせ「5年間」として、読替規定を設けることとしております。

112ページに条例全文を記載しておりますので、ご説明いたします。

条例の名称は、訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例であります。

第1条は、条例の趣旨を規定しておりまして、介護保険法の規定により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、必要な事項を定めることとしております。

第2条は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についての規定ですが、平成18年厚生労働省令第37号「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める基準をもって、その基準とすると定めるものであり、条例の中で省令を引用することとしております。

第3条は、先ほどご説明しましたとおり文書の保存年数について、本町独自の規定による、読替規定となります。

第4条は、事業者の指定に関する基準についての規定であります。介護保険法の改正により、事業者の指定に関する基準について条例に委任されたものでありますが、指定介護予防支援等のサービス事業者の指定においては、法人である者と定めるものであります。

最後に、附則であります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、議案第19号、議案第22号、議案第24号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、午後3時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時 6分

再開 午後 3時15分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第28、報告第1号、日程第29、報告第2号、日程第30、報告第3号を先に審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第28、報告第1号、日程第29、報告第2号、日程第30、報告第3号を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第1号

○議長（橋本憲治君） それでは、日程第28、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書115ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

議案書の115ページをお開き願います。

報告第1号

定期監査結果報告について

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成27年 3月 5日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

記

別 紙

次のページ、116ページをご覧くださいと思います。

平成27年2月5日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一甫

平成26年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成26年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成26年度 定期監査結果報告書 別紙

118ページをお開き願います。

その中に、3.「監査結果及び意見」という項目がございます。

この項目のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

3.「監査結果及び意見」

平成26年度定期監査は、平成26年12月31日現在の全会計における財務事務の執行と今後の見通し、事業の経営管理等について監査を実施しました。

監査の内容は、各課等単位に担当事務事業について共通項目として備品の調達と処分状況及び個別項目として本年度の重点事業を中心に18項目にわたり事務事業（別紙1参照）を指定しました。この18項目を中心に事前提出のあった資料について、担当職員から説明を受け、質疑を行い、関係書類の突合・点検を行ったものです。

この結果、事務事業は法令等に沿って適正に執行管理が行われていることを認めます。

なお、本年度の残り期間についても、次の事項に留意し、さらに良好な状況を継続されることを望みます。

①「財政健全化戦略プラン」は本年度をもって終了しますが、地方自治体において財政健全化は永遠のテーマであり、このプランの精神をさらに高められること。

さらに来年度以降に予想される大型事業に対し財源確保を含め、計画性をもち、今

後の町財政への圧迫感を減少させる工夫を図ること。

- ② 国民健康保険事業については、国において制度改革を検討していますが、当面は一般会計からの繰り入れ措置で、収支バランスを図ることが継続していく状況となると思われます。

本年度の国民健康保険税の徴収は高水準を維持し、会計運営を支えているところですが、さらに滞納繰越分の減少にも工夫をこらし、少しでも一般会計からの繰り入れが減少される努力を図ること。

- ③ 上水道事業については、町民の生活を守る重要な事業のひとつであり本年度も円滑な給配水が続けられていて、町民の信頼感も高いものと思われます。

今後、財政面の観点から有収率の減少を食い止めるため、漏水箇所の早期探査等の実施を進めることが肝要であり、そのことを基盤として「水道ビジョン」の実現への努力を継続していくこと。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第29、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書131ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

議案書の131ページをお開き願います。

報告第2号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった

平成27年 3月 5日提出

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年1月13日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成27年 1月13日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページ132ページ、133ページ、134ページにつきましては、説明を省略させていただきます。135ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年2月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成27年 2月12日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページ136ページ、137ページ、138ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、昨日、追加で配布させていただきました3月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。139ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年3月4日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成27年 3月 4日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページの140ページ、141ページ、142ページにつきましても、先の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第30、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書143ページでございます

2つの常任委員会から平成26年度の閉会中に実施した所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきます。

まず最初に、総務文教常任委員会からお願いをいたしたいと思います。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、平成26年度 総務文教常任委員会 所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

この所管事務調査につきましては、平成26年第1回定例会におきまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、閉会中も継続調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査及び質疑の内容については、省略いたしますが、平成27年1月29日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見として、まとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、調査所見の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

- (1) 入札については、今後とも適正な執行に努めるとともに、町内の雇用や経済効果など地域循環型経済を考慮し進めていくことを求めるものである。
- また、今後実施が予定される大型事業についても、地元企業の入札参加および工事参入について、考慮されることを望むものである。
- (2) まちづくり推進会議については、会議の目的とその方向性を地域も含め一体化する中で進めていくことが課題と認められる。今後も継続していく場合は、町民がまちづくりに参画していくための制度構築も検討していく必要がある。
- まちづくりパワーアップ特別対策事業については、新規事業や地域コミュニティーへの支援として、その成果が認められるところである。しかし、事業の一部にその制度内容の周知や内容に課題があるものも見受けられ改善していく必要がある。
- (3) 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められるところである。
- なお、税の公平性の原則からも引き続き、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者の抑制のため、努力を求めるものであるが、これまでと同様、滞納者の課税状況や生活実態に配慮した対応を望むものである。
- (4) 国民健康保険事業については、事業の健全な運営をめざし、その課題である医療給付費の抑制のため各課と連携した総合的な対策の確立を求めるものである。さらに、国の制度改正を見据えながら事業の安定化のため、引き続き国に対し国庫負担率の引き上げを求めていく必要がある。
- 短期証や資格証明書の発行にあたっては、これまでと同様、家族構成や生活実態に配慮した対応を望むものである。
- (5) 介護保険制度の改正に伴う要支援者のサービス提供にあたっては、サービスの低下を招かないよう、実態に応じた取り扱いを求めるとともに、十分な制度の周知を図ることを求めるものである。
- 高齢化率の上昇により増加が予想される認知症に対し、町民の理解を広め患者やその家族を支える体制づくりを望むものである。
- 高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業など、高齢者の足の確保については、利用者から評価を受けているものと認められる。今後においては、制度の周知方法の工夫と利用者の意見を参考に、制度の拡充についても検討を望むものである。
- (6) 児童センターについては、その目的が果たされていると認められる。今後とも利用状況、さらには支援の必要な児童の受け入れについても指導員の配置などに十分に配慮し、センターの充実に努めることを望むものである。
- (7) 各種予防業務の実施については、高齢化が進む中で町民の健康意識の高揚を図る必要があり、特に各種健診についてその重要性を町民に働きかけ、理解を深めていくことを求めるものである。
- さらに、受診したことによる成果などを町民に周知し、受診率の向上につなげていくことを望むものである。
- (8) 子育て支援センターについては、子育て世代の母親などの交流の場、情報交換の場として、その役割は果たされていると認められるが、さらに町外利用者への拡大

も含め「子育てのまち」としてのPRなど、発展的な展開を望むものである。

また、子育てに関し悩みや不安を抱え、孤立していくことを防ぐため、関係各課、各機関と連携を図り対応していくことを望むものである。

- (9) 保育園および幼稚園の運営については、こども園の開設に向け、その運営体制並びにカリキュラムなどを早い段階で保護者に示し、理解を求めていく必要がある。

さらに、こども園整備事業並びに隣接地への大型スーパー出店の伴い、交通安全対策を十分講じることを望むものである。

- (10) 町営温水プールについては、事故防止に最善を尽くしていきながら、管理経費の縮減のための工夫をさらに望むものである。

また、町民へのスポーツの普及と健康管理を目的とした温水プールとして、その役割を町民に位置づけられる努力と高齢者などに配慮した企画を立案し、利用者拡大を図ることを求めるものである。

- (11) 図書館の運営については、相互賃借などにより図書利用の効率化をさらに進めるとともに、今後は高齢者が心豊かで健康な高齢化時代を過ごすため図書の利用拡大に向けた検討を望むものである。

- (12) 歴史館の運営については、今後開基120年を迎えるにあたり、これまでの歴史を町民に伝え、さらに後世に残す取り組みを望むものである。

- (13) その他委員会に属する事項

① 職員の時間外勤務の状況については、健康管理の面からも時間外の低減を図る必要があり、より一層事務の効率化を求めるものである。

② 地域担当職員制度については、地域とのパイプ役として、その活動は一定程度定着しつつあり、その成果が認められるところであるが、地域での受け入れ方に温度差があると感じられる。さらに、共通の役割などを拡大し、解消を図っていくことを望むものである。

③ 訓子府高校への支援については、生徒や保護者のニーズに即した支援策を講じていくとともに、引き続き、高校存続の重要性を町民全体の要望とするために理解を深めていくことを望むものである。

以上をもって、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 総務文教常任委員会西山委員長、ご苦労様でございました。

次に、産業建設常任委員会、お願いをいたしたいと思います。

○8番（河端芳恵君） それでは、議長からのお許しをいただきましたので、平成26年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても平成27年2月5日に委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

- (1) 農業振興については、TPPをはじめ農業改革など国の基本方針に対し、その方向性に十分注視しながら関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じ

ていくことを望むものである。

また、本町の基幹産業である農業の振興のため、生産性の向上や後継者対策、さらには新規就農者対策、6次産業化をめざした独自の取り組みへの支援など、農業が持続的に発展していくために必要な施策の確立を求めるものである。

- (2) 畜産振興については、酪農家の安定経営にとって町営牧場の役割は大きく、今後ともその役割を十分果たしていくため、受け入れた家畜の適切な管理と良質な草地の維持に努めていくことを望むものである。

また、酪農・畜産農家の減少は、本町の農業全体にとっても、その影響が懸念されるところであり、JAや関係団体と十分に連携し、支援制度拡充に向け、国などに対し強く求めていくことを望むものである。

- (3) 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設の適切な管理に努めることを望むものである。
- (4) 温泉保養センターの運営については、適切な管理のもと、維持管理経費の縮減に努めることを求めるとともに、町民の健康増進とやすらぎの場とするための創意・工夫ある取り組みにより、利用者拡大につなげていくことを望むものである。

- (5) 中小企業の振興については、商工業の振興策として実施されてきた住環境リフォーム促進事業は、町内の経済効果に大きく貢献したものと評価できる。今後は、利用者ニーズなども把握し、制度拡充も検討しながら事業の継続を求めるものである。

さらに、店舗出店等支援事業、店舗改修事業などを含む商店街振興対策については、希望者のニーズを商工会などの関係団体と十分協議し、将来のまちづくりともあわせた施策の展開と独自の取り組みに対しても支援を望むものである。

- (6) 町有林の維持管理については、森林の持つ多面的機能の維持と町の財産としてその価値を高めていくため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めていくとともに、職員の専門的知識の習得をあわせ、新生紀森林組合をはじめとする関係機関と連携を図り、適切な管理に努めていくことを望むものである。

また、公共施設整備への地元材の活用や林地残材の利用、さらには森林認証の活用などにより、木材産業活性化への施策の推進を図ることを求めるものである。

- (7) 町営住宅及び町有住宅の維持管理については、住宅使用料の滞納額の解消への努力が認められるところであり、今後は滞納の抑制を図る対策を制度化することを望むものである。

また、これからの町営住宅の整備にあたっては、高齢化社会での地域コミュニティーの形成と複合的機能をあわせた住宅政策の構築を図るとともに、事業費縮減に向けての検討を望むものである。

- (8) 建築及び土木事業の執行については、今後とも財政健全化の推進を図りながらも、計画的な公共工事の執行を望むものである。

さらに、今後予定される大型事業の計画にあたっては、関係者などと十分協議した中で進めるとともに、事業費の十分な精査と財源確保の努力を求めるものである。

- (9) 道路・河川の維持については、災害などにより恒常的に被災する箇所のが解消が望まれるところであり、地域の実情なども考慮し、計画的に実施していくことを求め

るものである。

また、道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し、引き続き、制度拡充を求めていくことを望むものである。

- (10) 公園の管理については、遊具の日常点検とあわせ樹木の適切な管理を図り、公園内での事故防止に努めることを望むものである。

また、レクリエーション公園の芝桜に関しては、今後も植生の回復に向け、創意・工夫した取り組みを求めるものである。

- (11) 下水道事業の運営については、施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めていくことを望むものである。

- (12) 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも有収率の向上に努めていくことを求めるものである。

さらに、老朽管の更新計画については、町民の理解を得ながら水道ビジョンを基に計画策定を望むものである。

- (13) その他委員会の所管に関する事項

① 随意契約などの小規模工事等の執行にあたっては、地元業者にも考慮しながら、なおかつ公平で公正な執行を望むものである。

② 太陽光発電などに対する町有地の貸し付けにあたっては、今後とも貸付者に対し、周辺環境に配慮した対応を指導していくことを望むものである。

以上をもって、産業建設常任委員会所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 産業建設常任委員会河端委員長、ご苦勞様でございました。

以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上で本日の日程で全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたしたいと思います。

ご苦勞様でございました。

9日は一般質問を開会いたしますので、ご参集をお願いしたいと思います。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 3時42分